

Ⅲ 参 考 資 料

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	52
福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	65
福島市クリーンセンター設置規則	82
平成30年度福島市一般廃棄物処理実施計画	83
廃棄物搬入取扱要綱	87
福島市清掃施設条例	90
福島市健康福祉センター条例	92
福島市健康福祉センター条例施行規則	95
福島市リサイクルプラザ条例	98
福島市リサイクルプラザ条例施行規則	100
福島市環境基金条例	102
福島市衛生処理場管理規則	103
粗大ごみ処理要綱	105
福島市清掃指導員要綱	107
福島市集団資源回収報奨金及び助成金交付要綱	108
福島市ごみ集積所設置等に関する要綱	111
福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱	112
福島市廃棄物処理施設連絡協議会設置要綱	113
福島市廃棄物減量等連絡協議会設置要綱	116
クリーンセンター施設事故調査委員会設置要綱	118
福島市環境衛生パトロール員設置要綱	119
福島市ごみ分別収集計画検討委員会要綱	120
福島市ダイオキシン類対策委員会設置要綱	122
ダイオキシン類へのばく露防止推進計画	123
福島市ふれあい訪問収集実施要綱	125
福島市ごみ集積所設置費助成要綱	127
福島市ごみ散乱防止ネット購入費助成要綱	130
福島市産業廃棄物処理指導要綱	132
福島市廃棄物処理施設設置専門委員要綱	152
福島市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	154
福島市不法投棄等の防止に関する要綱	155
福島市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	158
一般廃棄物収集・運搬業許可業者	159
し尿汲取担当地域名	161

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和四十七年条例第二十四号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 廃棄物の排出の抑制、再利用の促進等（第八条—第十条）
- 第三章 清潔の保持等（第十一条・第十二条）
- 第四章 廃棄物減量等推進審議会（第十三条・第十四条）
- 第五章 一般廃棄物の適正処理（第十五条—二十二条）
- 第六章 一般廃棄物処理業（第二十三条—第三十条）
- 第七章 一般廃棄物処理施設（第三十一条—第四十五条）
- 第八章 産業廃棄物の処理（第四十六条—第四十八条）
- 第九章 一般廃棄物処理手数料等（第四十九条—第五十一条）
- 第十章 雑則（第五十二条—第五十七条）
- 第十一章 罰則（第五十八条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、適正な処理の促進に関し、市、事業者及び市民の責務及び役割を明確にし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装リサイクル法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「自動車リサイクル法」という。）及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 家庭系廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- 二 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 三 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

（市の責務）

第三条 市は、国及び県と連携し、廃棄物の排出の抑制及び再利用の促進に努めるとともに、廃棄物の処理が適正に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市は、ごみの減量及び再資源化の促進等による廃棄物の適正な処理を確保するため、これらに関する事業者及び市民の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の処理に関する実態把握に努めるとともに、職員の資質の向上、一般廃棄物処理施

設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市民の役割)

第五条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用及び分別による排出を図るとともに、その生じた廃棄物になるべく自ら処理すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力するよう努めるものとする。"

(相互協力)

第六条 市、事業者及び市民は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持及び美化に関し、相互に協力しなければならない。

(非常災害時の協力)

第七条 市、事業者及び市民は、非常災害により生じた廃棄物の処理について、人の健康又は生活環境に重大な被害が及ばないよう円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するよう努めなければならない。

第二章 廃棄物の排出の抑制、再利用の促進等

(減量活動の支援等)

第八条 市は、広報活動、教育活動及びその他の効果的な方法を通じて、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進等に関する事業者及び市民の理解を深め、自主的な活動を促進するとともに、その活動を支援するよう努めなければならない。

2 市は、事業者及び市民が行う自主的な活動の支援及び資源物の効率的な再利用等について、効率よく廃棄物の排出の抑制及び処理が行われるよう定期的に検討を行うものとする。

(市の取組)

第九条 市は、自らも事業所であるとの認識の下、その使用する物品について再生品の積極的な使用に努め、市の施設で排出される廃棄物について分別排出を徹底することによって、廃棄物の減量及び再利用の推進に努めなければならない。

(適正処理困難物に対する協力要請)

第十条 市長は、法第六条の三第一項の規定により指定された一般廃棄物又は市において適正な処理が困難であると認めた廃棄物について、製造、加工、販売等を行う事業者に対して回収等必要な協力を求めることができる。

第三章 清潔の保持等

(施策の推進と協力)

第十一条 市は、生活環境の清潔の保持及び美化に関し、積極的に施策を推進するとともに、事業者及び市民の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

2 事業者及び市民は、自ら生活環境の清潔の保持及び美化に努めるとともに、市の行う施策及び地域の団体等の行う自主的な活動に協力するように努めるものとする。

(清潔の保持)

第十二条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

2 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「清掃責任者」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保ち、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正に管理しなければならない。

3 清掃責任者は、犬、猫その他の動物の死体を、自ら処分することが困難な場合は、市長に申し出なければならない。 "

第四章 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

第十三条 一般廃棄物の減量及び再利用の推進を図るため、市長の附属機関として福島市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 一般廃棄物の減量に関すること。
- 二 一般廃棄物の再利用に関すること。
- 三 その他市長が必要と認める事項に関すること。

(審議会の組織等)

第十四条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 一 学識経験のある者
- 二 関係団体を代表する者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前条及び前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の処理計画、分別収集計画)

第十五条 法第六条第一項の規定により一般廃棄物処理計画を定めたとき、又はこれを変更したときは、市長がこれを告示するものとする。

2 市は、一般廃棄物処理計画に適合するように分別収集計画（容器包装リサイクル法第八条第一項に規定する市町村分別収集計画をいう。）を定めるものとする。

(一般廃棄物の処理)

第十六条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分（一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託）は、法第六条の二第二項及び第三項に規定する基準に基づき処理しなければならない。

3 市は、家庭系廃棄物（ふん尿を除き、市民の美化活動その他規則で定める公共的な活動から発生する一般廃棄物を含む。）に限り、定期的に又は臨時に収集するものとする。

4 市は、一般廃棄物の処理に当たっては、家庭系廃棄物の処理に支障が生じない範囲で事業系一般廃棄物の処分を行うことができる。

(排出基準等)

第十七条 事業者及び市民は、市が行う家庭系廃棄物の処理に際して、市長が定める一般廃棄物の分別の区分及び排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出しなければならない。

2 事業者及び市民は、市の処理施設への一般廃棄物の搬入に際して、市長が定める一般廃棄物の分別の区分及び市の処理施設への搬入の方法（以下「搬入基準」という。）に従って搬入しなければならない。

3 市長は、排出基準及び搬入基準並びに一般廃棄物処理計画に適合しない一般廃棄物については、収集又は市の処理施設への搬入の受入れを行わないことができる。

(排出等の禁止物)

第十八条 事業者及び市民は、市が行う家庭系廃棄物の処理に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出し、又は市の処理施設に搬入してはならない。

一 有害性のある物

二 危険性のある物

三 引火性、発火性又は爆発性のある物

四 著しく悪臭を発する物

五 前各号に掲げるもののほか、家庭系廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を及ぼすおそれがある物

(ごみ集積所)

第十九条 市民は、市が定期的に行う家庭系廃棄物の収集に際して、規則で定めるところにより、あらかじめ届け出た排出場所（以下「ごみ集積所」という。）に当該家庭系廃棄物を排出しなければならない。

2 ごみ集積所に関する基準等については、市長が別に定める。

(収集又は運搬の禁止)

第二十条 市及び市長が指定する者以外の者は、ごみ集積所に排出された廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業系一般廃棄物の適正処理)

第二十一条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第六条の二第二項及び第三項に規定する基準に従う等、生活環境の保全上支障のない方法によらなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しないときは、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 前項の場合において、事業者は、その事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に従って、分別し、これを保管し、及び排出しなければならない。

4 事業者は、その事業系一般廃棄物の保管場所の清潔を保持しなければならない。

(事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物の処理)

第二十二条 法第六条の二第五項に規定する事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法については、規則で定める。

第六章 一般廃棄物処理業

(実績報告)

第二十三条 法第七条第一項又は同条第六項及び浄化槽法第三十五条第一項に規定する許可を受けた者

(以下「処理業者」という。)は、規則で定めるところにより、毎月の業務状況について、当該月の翌月の十日までに市長に報告しなければならない。

(施設器材の検査)

第二十四条 処理業者は、積替施設、保管施設、処理施設、車庫及び運搬用器材を使用しようとするときは、市長の検査を受け、検査証の交付を受けなければならない。

2 前項の検査証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付を受けなければならない。

3 市長は、必要があると認めたときは、第一項の器材等を随時検査することができる。

(従業員証の交付)

第二十五条 処理業者は、その作業に従事させる者を市長に届け出て、従業員証の交付を受けなければならない。

2 前項の従業員証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付を受けなければならない。

3 第一項の従業員が作業に従事するときは、従業員証を携帯し、関係人から提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(一般廃棄物の再生輸送業等の指定の更新)

第二十六条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第二条第二号に規定する指定（以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。）及び省令第二条の三第二号に規定する指定（以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。）は、一年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(一般廃棄物の再生輸送業等の指定の基準)

第二十七条 市長は、一般廃棄物再生輸送業の指定又は一般廃棄物再生活用業の指定の申請があった場合には、再生利用されることが確実であると認められる一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者であって、規則で定める基準に適合していると認めるときは、一般廃棄物再生輸送業の指定又は一般廃棄物再生活用業の指定を行うものとする。

2 市長は、前項の指定を行うときは、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(変更の指定の申請等)

第二十八条 一般廃棄物再生輸送業の指定を受けた者（以下「一般廃棄物再生輸送業者」という。）又は一般廃棄物再生活用業の指定を受けた者（以下「一般廃棄物再生活用業者」という。）が取り扱う一般廃棄物の種類を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、指定の申請の内容に変更があったとき（前項に規定する変更をしようとする場合を除く。）は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物再生輸送業等に係る廃止の届出)

第二十九条 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第三十条 市長は、一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定に係る一般廃棄物が再生利用されなくなったとき。
- 二 法若しくは条例又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- 三 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

第七章 一般廃棄物処理施設

(生活環境影響調査報告書の縦覧等の対象となる施設の種類)

第三十一条 法第九条の三第二項（同条第九項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第一項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（次条第一項及び第三十六条において「報告書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（次条第二項並びに第三十四条第一項及び第二項において「意見書」という。）を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場（次条、第三十五条及び第三十六条において「施設」という。）とする。

(縦覧等の告示)

第三十二条 市長は、法第九条の三第二項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書を縦覧に供する場所（以下次条第一項において「縦覧の場所」という。）及び期間（次条第二項及び第三十四条第二項において「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- 一 施設の名称
- 二 施設の設置の場所
- 三 施設の種類
- 四 施設において処理する一般廃棄物の種類
- 五 施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- 六 実施した生活環境影響調査の項目

2 市長は、法第九条の三第二項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(縦覧の場所及び期間)

第三十三条 縦覧の場所は、市長が前条第一項の告示において指定するものとする。

2 縦覧の期間は、前条第一項の告示の日から起算して一月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第三十四条 意見書の提出先は、市長が第三十二条第二項の告示において指定するものとする。

2 意見書の提出期限は、前条第二項の縦覧の期間が満了する日の翌日から起算して二週間を経過する日までとする。

(環境影響評価との関係)

第三十五条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）又は福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第三十二条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第三十六条 市長は、施設の設置又は変更に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該

区域を管轄する市町村の長に、報告書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- 一 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- 二 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- 三 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

（非常災害に係る報告書等の縦覧期間等の特例）

第三十七条 法第九条の三の二第一項の規定による同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、第三十三条第二項中「一月間」とあるのは「一月間（市長が非常災害の状況により期間の短縮を認めた場合は、短縮後の期間）」と、第三十四条第二項中「二週間」とあるのは「二週間（市長が非常災害の状況により期間の短縮を認めた場合は、短縮後の期間）」と読み替えるものとする。

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る受託者施設生活環境影響調査報告書の縦覧等の対象となる施設の種類）

第三十八条 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「災害廃棄物処分受託者」という。）が行う法第九条の三の三第二項の規定による同条第一項に規定する調査（以下「受託者施設生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（次条及び第四十三条において「報告書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（次条並びに第四十一条第一項及び第二項において「意見書」という。）の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、政令第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（次条、第四十二条及び第四十三条において「施設」という。）とする。

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書の縦覧の公告）

第三十九条 災害廃棄物処分受託者は、法第九条の三の三第二項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書を縦覧に供する場所（以下次条第一項において「縦覧の場所」という。）及び期間（次条第二項及び第四十一条第二項において「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 災害廃棄物処分受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）
- 二 施設の設置の場所
- 三 施設の種類の
- 四 施設において処理する一般廃棄物の種類
- 五 施設の処理能力
- 六 実施した受託者施設生活環境影響調査の項目
- 七 施設の設置に関し利害関係を有する者は、意見書を提出できる旨
- 八 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 九 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書等の縦覧の場所及び期間）

第四十条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 災害廃棄物処分受託者の事務所
- 二 受託者施設生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、公告の日から一月間（市長が非常災害の状況により期間の短縮を認めた場合は、短縮後の期間）とする。

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限）

第四十一条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- 一 災害廃棄物処分受託者の事務所
- 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 意見書の提出期限は、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して二週間（市長が非常災害の状況により期間の短縮を認めた場合は、短縮後の期間）を経過する日までとする。

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る受託者施設生活環境影響調査と環境影響評価との関係）

第四十二条 施設の設置に関し環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価（受託者施設生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第三十九条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

（災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書に関する他の市町村との協議）

第四十三条 市長は、災害廃棄物処分受託者による施設の設置又は変更に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該災害廃棄物処分受託者をして当該区域を管轄する市町村の長に対し報告書の写しを送付させ、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- 一 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- 二 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- 三 施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

（一般廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更届）

第四十四条 法第八条第一項の規定による許可を受けた者又は法第九条の五第三項、法第九条の六第一項若しくは法第九条の七第一項の規定に

よりその地位を承継した者は、その氏名又は住所（法人にあっては、名称若しくは代表者の氏名又は所在地）を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（技術管理者の資格）

第四十五条 法第二十一条第三項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- 二 技術士法第二条第一項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 三 二年以上法第二十条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- 四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、二年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 五 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相

当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、三年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、四年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

七 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

八 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、六年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

九 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、七年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十 十年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十一 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第八章 産業廃棄物の処理

（産業廃棄物の処理）

第四十六条 法第十一条第二項の規定により市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物については、規則で定める。

（産業廃棄物再生輸送業等の指定への準用）

第四十七条 第二十六条から第三十条までの規定は、産業廃棄物再生輸送業の指定（省令第九条第二号に規定する指定をいう。）及び産業廃棄物再生活用業の指定（省令第十条の三第二号に規定する指定をいう。）について準用する。

（産業廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更届）

第四十八条 法第十五条第一項の規定による許可を受けた者又は法第十五条の四において準用する法第九条の五第三項、法第九条の六第一項若しくは法第九条の七第一項の規定によりその地位を承継した者は、その氏名又は住所（法人にあっては、名称若しくは代表者の氏名又は所在地）を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第九章 一般廃棄物処理手数料等

（一般廃棄物処理手数料等）

第四十九条 市が行う一般廃棄物等のうち別表第一に掲げるものの処分については、それぞれ同表に定める額の手数料を徴収する。

2 既納の手数料は、還付しない。

3 市長は、災害その他特別の事由があると認めたときは、第一項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

（一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業等の許可申請手数料等）

第五十条 別表第二に掲げる許可、許可の更新、変更の許可、認定、認定の更新、認可、登録及び登録の

更新の申請に対する審査並びに許可証、変更許可証及び登録証の再交付については、それぞれ同表に定める額の手数料を徴収する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により手数料の徴収について準用する。

(し尿くみ取り手数料)

第五十一条 市が、し尿を収集処理したときは、別表第三の規定により算出した額に消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定に基づき算出される消費税の額に相当する額及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき算出される地方消費税の額に相当する額を加えた額を手数料として徴収する。

2 前項の手数料の額に一円未満の端数が生じたときは、その端数額を切り捨てるものとする。

3 第四十九条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により手数料の徴収について準用する。

第十章 雑則

(指導及び助言)

第五十二条 市長は、この条例の目的を達成するため必要と認めるときは、事業者及び市民に対し指導又は助言を行うことができる。

(報告の徴収)

第五十三条 市長は、法第十八条第一項、自動車リサイクル法第百三十条第一項、浄化槽法第五十三条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認める者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第五十四条 市長は、法第十九条第一項、自動車リサイクル法第百三十一条第一項、浄化槽法第五十三条第二項に規定する立入検査のほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量若しくは適正な処理又は生活環境の清潔の保持若しくは美化に関し、業務の状況又は帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(届出台帳の閲覧)

第五十五条 法第十九条の十一第一項の台帳（以下「届出台帳」という。）の閲覧をしようとする者は、市長に閲覧の請求をしなければならない。

2 届出台帳を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 届出台帳は、外部に持ち出さないこと。

二 届出台帳は、丁寧に取り扱い、これを損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆等の行為をしないこと。

3 市長は、前項の規定に違反した者に対し、届出台帳の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

4 届出台帳の閲覧は、無料とする。

(登録簿の閲覧)

第五十六条 前条の規定は、自動車リサイクル法第四十七条（同法第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による登録簿の閲覧について準用する。

(委任)

第五十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第十一章 罰則

(過料)

第五十八条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づきなされた手続・処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第五条の三第二項の規定により福島市廃棄物減量等推進審議会の委員として委嘱されている者は、施行日に、この条例による改正後の福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第十四条第二項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の福島市廃棄物減量等推進審議会の委員としての任期の在任期間と同一の期間とする。

別表第一（第四十九条関係）

区分	単位	金額
事業活動に伴って生じた一般廃棄物	焼却又は破砕処分する物	十キログラムにつき（十キログラム未満は、十キログラムとみなす。）
	埋立処分する物	十キログラムにつき（十キログラム未満は、十キログラムとみなす。）
法第十一条第二項の規定に基づいて市が処分する産業廃棄物	焼却又は破砕処分する物	十キログラムにつき（十キログラム未満は、十キログラムとみなす。）
	埋立処分する物	十キログラムにつき（十キログラム未満は、十キログラムとみなす。）
犬、猫その他動物の死体で収集運搬処分に係るもの	遺骨の引取りを希望する場合	一頭につき
	遺骨の引取りを希望しない場合	一頭につき
犬、猫その他動物の死体で自己搬入処分に係るもの	遺骨の引取りを希望する場合	一頭につき
	遺骨の引取りを希望しない場合	一頭につき

別表第二（第五十条関係）

区分	単位	金額
法第七条第一項の規定による一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可	一件につき	一万円
法第七条第二項の規定による一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新	一件につき	一万円
法第七条第六項の規定による一般廃棄物の処分の業の許可	一件につき	一万円
法第七条第七項の規定による一般廃棄物の処分の業の許可の更新	一件につき	一万円
法第七条の二第一項の規定による一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可	一件につき	一万円
一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可証又は変更許可証の再交付	一件につき	五千元

法第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可	法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	一件につき	十三万円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	一件につき	十一万円
法第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可	法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	一件につき	十二万円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	一件につき	十万円
一般廃棄物処理施設設置の許可証又は変更許可証の再交付		一件につき	五千元
法第九条の二の四第一項の規定による熱回収施設に係る適合の認定		一件につき	三万三千元
法第九条の二の四第二項の規定による熱回収施設に係る適合の認定の更新		一件につき	二万円
法第九条の五第一項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可		一件につき	七万円
法第九条の六第一項の規定による一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可		一件につき	七万円
法第十二条の七第一項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定		一件につき	十四万七千元
法第十二条の七第七項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定		一件につき	十三万四千元
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定証又は変更認定証の再交付		一件につき	五千元
法第十四条第一項の規定による産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可		一件につき	八万千元
法第十四条第二項の規定による産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新		一件につき	七万三千元
法第十四条第六項の規定による産業廃棄物の処分の業の許可		一件につき	十万円
法第十四条第七項の規定による産業廃棄物の処分の業の許可の更新		一件につき	九万四千元
法第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の許可		一件につき	七万千元
法第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更の許可		一件につき	九万二千元
産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可証又は変更許可証の再交付		一件につき	五千元
法第十四条の四第一項の規定による特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可		一件につき	八万千元
法第十四条の四第二項の規定による特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新		一件につき	七万四千元
法第十四条の四第六項の規定による特別管理産業廃棄物の処分の業の許可		一件につき	十万円
法第十四条の四第七項の規定による特別管理産業廃棄物の処分の業の許可の更新		一件につき	九万五千元
法第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の許可		一件につき	七万二千元
法第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更の許可		一件につき	九万五千元
特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可証又は変更許可証の再交付		一件につき	五千元
法第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可	法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	一件につき	十四万円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	一件につき	十二万円
法第十五条の二の六第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可	法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	一件につき	十三万円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	一件につき	十一万円
産業廃棄物処理施設設置の許可証又は変更許可証の再交付		一件につき	五千元
法第十五条の三の三第一項の規定による熱回収施設に係る適合の認定		一件につき	三万三千元
法第十五条の三の三第二項の規定による熱回収施設に係る適合の認定の更新		一件につき	二万円
法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可		一件につき	七万円
法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の規定による産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可		一件につき	七万円
浄化槽法第三十五条第一項の規定による浄化槽清掃業の許可		一件につき	一万円
浄化槽清掃業の許可証の再交付		一件につき	五千元

自動車リサイクル法第四十二条第一項の規定による引取業者の登録	一件につき	三千八百円
自動車リサイクル法第四十二条第二項の規定による引取業者の登録の更新	一件につき	三千四百円
自動車リサイクル法第五十三条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録	一件につき	三千八百円
自動車リサイクル法第五十三条第二項の規定によるフロン類回収業者の登録の更新	一件につき	三千四百円
自動車リサイクル法第六十条第一項の規定による解体業の許可	一件につき	七万八千円
自動車リサイクル法第六十条第二項の規定による解体業の許可の更新	一件につき	七万円
自動車リサイクル法第六十七条第一項の規定による破砕業の許可	一件につき	八万四千円
自動車リサイクル法第六十七条第二項の規定による破砕業の許可の更新	一件につき	七万七千円
自動車リサイクル法第七十条第一項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の許可	一件につき	六万七千円
引取業若しくはフロン類回収業の登録証、解体業の許可証又は破砕業の許可証若しくは変更許可証の再交付	一件につき	五千円

別表第三（第五十一条関係）

区分		単位	金額	備考
定額制	世帯割	くみ取り一回につき	二百二十円	原則として一般家庭に適用する。
	人員割	一人一カ月につき	三百七十円	
従量制		十八リットルにつき	百六十七円	原則として事業所等に適用する。最低料金は、千三百六十円とする。
加算料		ホース延長四十メートルを超えるときは、前二項により算出した金額にその百分の二十に相当する金額を加算する。		

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和四十七年規則第十一号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 廃棄物減量等推進審議会（第三条―第五条）
- 第三章 一般廃棄物の適正処理（第六条―第八条）
- 第四章 一般廃棄物処理業（第九条―第三十二条）
- 第五章 一般廃棄物処理施設（第三十三条―第五十二条）
- 第六章 産業廃棄物の処理等（第五十三条―第五十八条）
- 第七章 一般廃棄物処理手数料等（第五十九条）
- 第八章 雑則（第六十条―第六十四条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「自動車リサイクル法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）及び福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成三十年条例第二十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則における用語の意義は、法、自動車リサイクル法、浄化槽法及び条例の例による。

第二章 廃棄物減量等推進審議会

（会長及び副会長）

第三条 条例第十三条第一項に規定する福島市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第四条 審議会は、会長が招集する。ただし、任期の満了等に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、環境部清掃管理課において処理する。

第三章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の発生を伴う公共的な活動)

第六条 条例第十六条第三項の規則で定める公共的な活動は、町内会、自治会、婦人団体、ボランティア団体その他の公共的団体の活動とする。

(ごみ集積所設置届出等)

第七条 条例第十九条第一項の規定により排出場所（以下「ごみ集積所」という。）の設置又はごみ集積所の変更若しくは廃止をしようとする次に掲げる者は、市長にごみ集積所設置等届出書（様式第一号）を提出しなければならない。

一 町内会又は自治会の代表者及びこれに代わる者

二 町内会又は自治会を持たないマンション、アパートについては、建築主又は管理責任者

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 ごみ集積所の設置場所を確認できる付近の見取り図及び設置個所の配置図

二 通り抜けができない道路にごみ集積所を設置する場合は、収集車両が方向転換のために近隣の土地に立ち入ることを認める土地利用同意書（様式第二号）

3 市長は、第一項の規定による届出があった場合は、必要に応じて現地を確認の上審査を行い、承認する場合はごみ集積所設置等承認通知（様式第三号）を交付する。

(事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物の処理)

第八条 条例第二十二条に規定する事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物は、継続的な場合においては一日平均の排出量がおおむね四キログラム以上のものとし、その他の場合においては市長がその都度認定するものとする。

2 条例第二十二条に規定する一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法は、次に定めるところによる。

一 運搬すべき場所 焼却処分によるものは福島市クリーンセンター設置規則（昭和四十八年規則第三十二号）に規定するクリーンセンターとし、その他の処分方法によるものは市長が指定する場所とする。

二 運搬方法 市が行う一般廃棄物の運搬方法に準じ、市長が指示する方法による。

第四章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請)

第九条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める申請書によるものとする。

一 法第七条第一項又は第二項の規定による許可又は許可の更新に係る申請書 一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書（様式第四号）

二 法第七条第六項又は第七項の規定による許可又は許可の更新に係る申請書 一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書（様式第五号）

2 前項各号に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業計画書

二 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書）

三 申請者の印鑑登録証明書（申請者が法人である場合は、その代表者の印鑑登録証明書）

四 従業員名簿（法人にあっては役員及び従業員名簿）

五 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

六 申請者の資産に関する調書並びに直前二年の所得税、県民税及び市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合は、直前二年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税、法人事業税、法人県民税及び法人市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類）

七 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、事務所、事業場、車両その他事業の用に供する施設を明らかにする書類及び図面（事業の用に供する車両がある場合は、自動車検査証の写し及びその写真）

八 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該処分場が法第八条第一項の許可を受けた施設である場合を除く。）

九 申請者が第七号又は前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

十 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

十一 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 法第七条第二項又は第七項の規定により許可の更新を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第九号及び第十号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（事業の範囲の変更の許可申請）

第十条 法第七条の二第一項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（様式第六号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第二項の規定により提出した添付書類のうち、その内容に変更が生ずることとなる書類

二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(浄化槽清掃業許可申請書等)

第十一条 浄化槽法第三十五条第一項の許可の期間は、二年とする。

2 浄化槽法第三十五条第三項の申請書は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第七号）とする。

(許可証の交付)

第十二条 市長は、次の各号に掲げる許可を行った場合は、当該各号に定める許可証を交付するものとする。

一 法第七条第一項又は第二項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新 一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第八号）

二 法第七条第六項又は第七項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新 一般廃棄物処分業許可証（様式第九号）

三 法第七条の二第一項の規定による一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可証（様式第十号）

四 浄化槽法第三十五条第一項の規定による浄化槽清掃業の許可 浄化槽清掃業許可証（様式第十一号）

(不許可等の通知)

第十三条 市長は、次の各号に掲げる処分を行うときは、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

一 法第七条第一項、第二項、第六項及び第七項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理業の許可又は許可の更新をしないとき 一般廃棄物処理業不許可通知書（様式第十二号）

二 法第七条の二第一項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可をしないとき 一般廃棄物処理業事業範囲変更不許可通知書（様式第十三号）

三 浄化槽法第三十五条第三項の規定による申請があった場合において、浄化槽清掃業の許可をしないとき 浄化槽清掃業不許可通知書（様式第十四号）

(許可証等の再交付)

第十四条 第十二条各号に規定する許可証の交付を受けた者で、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、許可証等再交付申請書（様式第十五号）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。この場合において、汚損又は破損により許可証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した許可証を添付しなければならない。

(事業の廃止等の届出)

第十五条 法第七条の二第三項に規定する事業の全部又は一部を廃止した場合の届出は、一般廃棄物処理業廃止届出書（様式第十六号）により行うものとする。

2 浄化槽法第三十八条の規定による廃業等の届出は、浄化槽清掃業廃業等届出書（様式第十七号）により行うものとする。

3 前二項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 その内容を明らかにする書類

二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（変更の届出）

第十六条 法第七条の二第三項に規定する住所その他環境省令で定める事項及び第九条又は第十条に規定する申請書又は添付書類の記載事項を変更した場合には、一般廃棄物処理業変更届出書（様式第十八号）を市長に提出するものとする。

2 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第三十七条の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業変更届出書（様式第十九号）により行うものとする。

3 前二項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 その内容を明らかにする書類

二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（欠格要件に係る届出）

第十七条 法第七条の二第四項の規定による届出は、一般廃棄物処理業者欠格要件該当届出書（様式第二十号）により行うものとする。

（許可の取消し等）

第十八条 市長は、次の各号に掲げる処分を行うときは、当該各号に定める通知書又は命令書により通知するものとする。

一 法第七条の三の規定による事業の全部又は一部の停止命令 一般廃棄物処理業停止命令書（様式第二十一号）

二 法第七条の四第一項及び第二項の規定による許可の取消し 一般廃棄物処理業許可取消通知書（様式第二十二号）

三 浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消し 浄化槽清掃業許可取消通知書（様式第二十三号）

四 浄化槽法第四十一条第二項の規定による事業の全部又は一部の停止命令 浄化槽清掃業停止命令書（様式第二十四号）

（許可証等の返還）

第十九条 第十二条の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該許可証を市長に返還しなければならない。

一 許可証の有効期間が満了したとき。

二 事業の全部を廃止したとき。

三 法第七条の二第一項の規定による変更の許可を受けたとき。

四 許可を取り消されたとき。

五 許可証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した許可証を発見したとき。

2 第十二条の規定により許可証の交付を受けた者で、その事業の全部の停止を命ぜられたとき又はその事業の全部を休止したときは、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(実績報告)

第二十条 条例第二十三条に規定する報告は、一般廃棄物処理実績報告書（様式第二十五号）により行うものとする。

(施設器材の検査等)

第二十一条 条例第二十四条第一項の規定により積替施設、保管施設、処理施設、車庫及び運搬用器材（以下「処理施設等」という。）の検査証の交付又は同条第二項の規定により再交付を受けようとする者は、廃棄物処理施設及び運搬用器材検査証交付申請書（様式第二十六号）を市長に提出しなければならない。この場合において、汚損又は破損により検査証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した検査証を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、検査証（様式第二十七号）を交付するものとする。

3 検査証の交付を受けた者は、当該検査を受けた処理施設等の見やすい場所に当該検査証を掲示しておかなければならない。

4 第二項の規定により検査証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに検査証を市長に返還しなければならない。

一 検査証の有効期間が満了したとき。

二 検査証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した検査証を発見したとき。

三 検査証の交付を受けた処理施設等を撤去その他の理由により使用しなくなったとき。

(従業員証)

第二十二条 条例第二十五条第一項の規定により従業員証の交付又は同条第二項の規定により再交付を受けようとする者は、従業員証交付申請書（様式第二十八号）を市長に提出しなければならない。この場合において、汚損又は破損により従業員証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した従業員証を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、従業員証（様式第二十九号）を交付するものとする。

3 従業員証の交付を受けた作業に従事する者は、作業を実施する場合は従業員証を携帯しなければならない。

4 第二項に規定する従業員証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに従業員証を市長に返還しなければならない。

一 従業員証の有効期間が満了したとき。

二 従業員証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した従業員証を発見したとき。

三 従業員証の交付を受けた者が、退職その他の理由により作業に従事しなくなったとき。

(一般廃棄物の再生輸送業等の指定の申請)

第二十三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第二条第二号の規定により指定（以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。）を受けようとする者は再生輸送業指定申請書（様式第三十号）を、省令第二条の三第二号の規定により指定（以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。）を受けようとする者は再生活用業指定申請書（様式第三十一号）を、次に掲げる事項を記載して市長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 取り扱う一般廃棄物の種類
- 三 事務所及び事業場の名称並びに所在地
- 四 再生利用の目的
- 五 事業の用に供する施設の種類及び数量
- 六 再生活用の方法（一般廃棄物再生活用業の指定を受けようとする場合に限る。）
- 七 取引業者（一般廃棄物再生輸送業の指定を受けようとする者にあつては再生利用のための一般廃棄物の排出者及び当該一般廃棄物の再生活用を行う者、一般廃棄物再生活用業の指定を受けようとする者にあつては再生利用のための一般廃棄物の排出者及び当該一般廃棄物の収集及び運搬を行う者）の氏名又は名称及び所在地
- 八 事業開始予定年月日
- 九 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書）
- 三 申請者の履歴書（申請者が法人である場合には、その役員の名簿及び履歴書）
- 四 取引業者との取引関係を証する書類
- 五 生活環境の保全上の対策を記載した書類
- 六 平面図、構造図、再生工程図等事業の用に供する施設の概要を明らかにする書類及び図面
- 七 再生活用により生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類（一般廃棄物再生活用業の指定を受けようとする場合に限る。）
- 八 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
(指定の有効期間)

第二十四条 条例第二十六条の規則で定める期間は、二年とする。

(一般廃棄物の再生輸送業等の指定の基準)

第二十五条 条例第二十七条第一項に規定する一般廃棄物再生輸送業の指定に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 再生活用（再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの処分をいう。以下同じ。）を業として行う者が自ら再生輸送を行い、又は再生活用を業として行う者の委託を受けて再生輸送を行うこと。
- 二 再生輸送を確実にを行うための施設、人員等を備えていること。
- 三 再生輸送において、生活環境の保全上支障が生じないこと。

2 条例第二十七条第一項に規定する一般廃棄物再生活用業の指定に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物を原則として無償で引き取ること。
- 二 再生活用を確実にを行うための施設、人員等を備えていること。
- 三 引き取る廃棄物の全てが再生活用の用に供されること。
- 四 排出者との取引関係に継続性があること。
- 五 再生活用において、生活環境の保全上支障が生じないこと。
- 六 再生活用において生ずる廃棄物を適正に処理できること。

（変更の指定の申請）

第二十六条 条例第二十八条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した再生輸送業・再生活用業変更指定申請書（様式第三十二号）により行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 指定の年月日及び指定番号
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更に係る施設の種類及び数量
- 六 変更に係る再生活用の方法（一般廃棄物再生活用業者に限る。）
- 七 変更に係る取引業者
- 八 変更予定年月日

2 第二十三条第二項の規定は、前項の申請について準用する。ただし、その内容に変更のない書類及び図面については、添付を要しないものとする。

（指定証の交付）

第二十七条 市長は、次の各号に掲げる指定を行った場合は、当該各号に定める指定証を交付するものとする。

- 一 一般廃棄物再生輸送業の指定 再生輸送業指定証（様式第三十三号）
- 二 一般廃棄物再生活用業の指定 再生活用業指定証（様式第三十四号）
- 三 前二号に係る変更の指定 再生輸送業・再生活用業変更指定証（様式第三十五号）

（指定証の再交付）

第二十八条 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者が指定証を亡失し、滅

失し、汚損し、又は破損したときは、指定証再交付申請書（様式第三十六号）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。この場合において、汚損又は破損により指定証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した指定証を添付しなければならない。

（変更の届出）

第二十九条 条例第二十八条第二項に規定する変更の届出をしようとする者は、当該変更の日から三十日以内に、市長に再生輸送業・再生活用業指定内容変更届出書（様式第三十七号）を提出しなければならない。

2 前項の変更届には、変更の内容を明らかにする書類及び図面を添付しなければならない。

（廃止の届出）

第三十条 条例第二十九条の規定による届出は、再生輸送業・再生活用業廃止届出書（様式第三十八号）により行うものとする。

（指定の取消し等）

第三十一条 条例第三十条の規定による指定の取消しは再生輸送業・再生活用業指定取消通知書（様式第三十九号）により、業務の全部又は一部の停止命令は再生輸送業・再生活用業停止命令書（様式第四十号）により通知するものとする。

（指定証の返還）

第三十二条 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該指定証を市長に返還しなければならない。

- 一 指定証の有効期間が満了したとき。
 - 二 事業の全部を廃止したとき。
 - 三 第二十七条第三号に規定する変更の指定を受けたとき。
 - 四 指定を取り消されたとき。
 - 五 指定証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した指定証を発見したとき。
- 2 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、その事業の全部の停止を命ぜられたときは、指定証を一時市長に返還しなければならない。

第五章 一般廃棄物処理施設

（縦覧の手続）

第三十三条 条例第三十二条の規定により縦覧に供された報告書を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、生活環境影響調査結果縦覧申込書（様式第四十一号）に必要な事項を記入しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第三十四条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- 二 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。

三 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

四 係員の指示があった場合には、当該指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(縦覧の期間等)

第三十五条 条例第三十三条第二項の規定による縦覧の期間のうち、福島市の休日を定める条例（平成元年条例第二十三号）第一条第一項第一号から第三号までに掲げる日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

3 前二項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、縦覧の期間又は時間を変更することができる。

(意見書の記載事項)

第三十六条 条例第三十四条第一項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）

二 施設の名称

三 生活環境の保全上の見地からの意見

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る公告の方法)

第三十七条 条例第三十九条の公告は、次に掲げる方法のうちいずれか一以上の方法により行うものとする。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

二 インターネットの利用

三 前二号に掲げるもののほか、適切な方法

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書の縦覧に係る縦覧者の遵守事項)

第三十八条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。

二 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。

三 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

四 災害廃棄物処分受託者の指示があった場合には、当該指示に従うこと。

2 災害廃棄物処分受託者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書の縦覧の期間等)

第三十九条 条例第四十条の規定による縦覧の期間のうち、福島市の休日を定める条例第一条第一項第一号から第三号までに掲げる日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

3 前二項の規定にかかわらず、災害廃棄物処分受託者は、あらかじめ市長の承認を得て、縦覧の期間又は時間を変更することができる。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書の記載事項)

第四十条 条例第四十一条の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業書の所在地）

二 施設の名称

三 生活環境の保全上の見地からの意見

(一般廃棄物処理施設に係る申請書等)

第四十一条 次の各号に掲げる申請書及び届出書は、当該各号に定める申請書及び届出書によるものとする。

一 法第八条第二項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第四十二号）

二 省令第四条の四第一項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第四十三号）

三 省令第四条の四の二の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第四十四号）

四 省令第五条の三第一項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第四十五号）

五 省令第五条の四の二第一項及び第五条の九の二第一項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第四十六号）

六 省令第五条の五の三の届出書 一般廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書（様式第四十七号）

七 省令第五条の十一第一項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（様式第四十八号）

八 省令第五条の十二第一項の申請書 一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書（様式第四十九号）

九 省令第六条第一項の届出書 一般廃棄物処理施設相続届出書（様式第五十号）

(一般廃棄物最終処分場に係る申請書等)

第四十二条 次の各号に掲げる申請書、届出書及び報告書は、当該各号に定める申請書、届出書及び報告書によるものとする。

一 省令第四条の十七の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（様式第五十一号）

二 省令第五条の五第一項の届出書 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書（様式第五十二号）

三 省令第五条の五の二第一項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第五十三号）

(一般廃棄物処理施設熱回収施設に係る申請書等) 第四十三条 次の各号に掲げる申請書、届出書及び報告書は、当該各号に定める申請書、届出書及び報告書によるものとする。

一 省令第五条の五の五第一項の申請書 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定・認定更新申請書(様式第五十四号)

二 省令第五条の五の十第一項の届出書 一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書(様式第五十五号)

三 省令第五条の五の十一第一項の報告書 一般廃棄物処理施設熱回収報告書(様式第五十六号)

(市が設置する一般廃棄物処理施設に係る申請書等)

第四十四条 次の各号に掲げる届出書、申請書及び協議書は、当該各号に定める届出書、申請書及び協議書によるものとする。

一 法第九条の三第一項の規定による届出に係る届出書 市の設置に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第五十七号)

二 省令第五条の八第一項の届出書 市の設置に係る一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第五十八号)

三 省令第五条の九の二第一項の届出書 市の設置に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第五十九号)

四 省令第五条の十第一項の届出書 市の設置に係る一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第六十号)

五 省令第五条の十の二第一項の申請書 市の設置に係る一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第六十一号)

六 省令第五条の十の三の協議書 市の設置に係る非常災害発生時一般廃棄物処理施設設置協議書(様式第六十二号)

(特例による一般廃棄物処理施設等に係る届出書)

第四十五条 次の各号に掲げる届出書は、当該各号に定める届出書によるものとする。

一 省令第十二条の七の十七第二項の届出書 特例による一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第六十三号)

二 省令第十二条の七の十七第五項の規定による届出に係る届出書 特例による一般廃棄物処理施設産業廃棄物処理施設種類等変更・事業廃止届出書(様式第六十四号)
(許可証等の交付)

第四十六条 市長は、次の各号に掲げる許可、検査、認定、認可又は届出の受理を行った場合は、当該各号に定める許可証、通知書、認定証、認可証又は受理書(第五十一条において「許可証等」という)を交付するものとする。

一 法第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可又は法第九条第一項の規定による当該施設の変更の許可 一般廃棄物処理施設設置・変更許可証(様式第六十五号)

二 法第八条の二の二の規定による一般廃棄物処理施設の検査 一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書（様式第六十六号）

三 法第九条の二の四第一項又は二項の規定による熱回収施設に係る適合の認定又は認定の更新 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証（様式第六十七号）

四 法第九条の五第一項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証（様式第六十八号）

五 法第九条の六第一項の規定による一般廃棄物処理施設の許可施設設置者等である法人の合併又は分割の認可 一般廃棄物処理施設合併・分割認可証（様式第六十九号）

六 法第九条の三第一項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出の受理又は同条第八項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更届出の受理 市の設置に係る一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書（様式第七十号）

七 法第十五条の二の五の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る届出の受理を 特例による一般廃棄物処理施設設置届出受理書（様式第七十一号）

（許可証等の再交付）第四十七条 第十四条の規定は、第四十六条に規定する許可証等の交付を受けた者に準用する。

（不許可等の通知）

第四十八条 市長は、次の各号に掲げる処分を行うときは、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

一 法第八条第一項又は法第九条第一項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設設置の許可又は一般廃棄物処理施設変更許可をしないとき 一般廃棄物処理施設設置・変更不許可通知書（様式第七十二号）

二 法第九条の二の四第一項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者の認定又は認定の更新をしないとき 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者不認定通知書（様式第七十三号）

三 法第九条の五第一項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設譲受け又は借受けの許可をしないとき 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け不許可通知書（様式第七十四号）

四 法第九条の六第一項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設合併又は分割の認可をしないとき 一般廃棄物処理施設合併・分割不認可通知書（様式第七十五号）

（事故時の措置に係る届出）

第四十九条 法第二十一条の二第一項の規定による届出は、特定処理施設事故状況等届出書（様式第七十六号）により行うものとする。

（許可の取消し等）

第五十条 市長は次の各号に掲げる処分を行うときは、当該各号に定める命令書又は通知

書により通知するものとする。

一 法第九条の二第一項の規定による使用停止命令 一般廃棄物処理施設使用停止命令書（様式第七十七号）

二 法第九条の二の二第一項の規定による許可の取消し 一般廃棄物処理施設設置許可取消通知書（様式第七十八号）

三 法第九条の二の四第五項に規定する認定の取消し 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定取消通知書（様式第七十九号）

（許可証等の返還）

第五十一条 第四十六条の規定により許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該許可証等を市長に返還しなければならない。

一 事業の全部を廃止したとき。

二 許可を取り消されたとき。

三 許可証等の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した許可証等を発見したとき。

2 許可証等の交付を受けた者は、その事業の全部の停止を命ぜられたとき又はその事業の全部を休止したときは、許可証等を一時市長に返還しなければならない。

（一般廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更届）

第五十二条 条例第四十四条に規定する届出は、廃棄物処理施設設置者氏名等変更届出書（様式第八十号）に届出者の住民票の写し（届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書）を添付して行わなければならない。

2 条例第四十四条に規定する届出は、その変更のあった日から三十日以内に行わなければならない。

第六章 産業廃棄物の処理等

（市が処分することができる産業廃棄物）

第五十三条 条例第四十六条に規定する市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物については、次に掲げるものであって、市長が市において処分することが適当であると認めるものとする。

一 一般廃棄物とあわせて処分することが容易な固形状のもの

二 一般廃棄物の処分に支障を生じない範囲の量のもの

（産業廃棄物収集運搬業等の許可等への準用）

第五十四条 第十四条及び第十九条の規定は、法第十二条の七第一項の認定を受けた者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。

2 第二十三条から第三十二条までの規定は、産業廃棄物再生輸送業の指定（省令第九条第二号に規定する指定をいう。）及び産業廃棄物再生活用業の指定（省令第十条の三第二号に規定する指定をいう。）について準用する。この場合において、第二十四条中「二年」

とあるのは、「五年」と読み替えるものとする。

(欠格要件に係る届出)

第五十五条 法第十四条の二第三項又は第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による届出は、産業廃棄物処理業者欠格要件該当届出書（様式第八十一号）により行うものとする。

2 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条六項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書（様式第八十二号）により行うものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更届)

第五十六条 第五十二条の規定は、条例第四十八条に規定する変更の届出について準用する。

(自動車リサイクル法に関する登録証の交付等)

第五十七条 市長は、次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める登録証、通知書又は命令書により行うものとする。

一 自動車リサイクル法第四十四条第二項（同法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知 引取業者登録証（様式第八十三号）

二 自動車リサイクル法第四十五条第二項の規定による通知 引取業者登録拒否通知書（様式第八十四号）

三 自動車リサイクル法第五十一条第二項において準用する同法第四十五条第二項の規定による通知のうち登録の取消しに係るもの 引取業者登録取消通知書（様式第八十五号）

四 前号の通知のうち事業の全部又は一部の停止の命令に係るもの 引取業停止命令書（様式第八十六号）

五 自動車リサイクル法第五十五条第二項（同法第五十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知 フロン類回収業者登録証（様式第八十七号）

六 自動車リサイクル法第五十六条第二項の規定による通知 フロン類回収業者登録拒否通知書（様式第八十八号）

七 自動車リサイクル法第五十八条第二項において準用する同法第五十六条第二項の規定による通知のうち登録の取消しに係るもの フロン類回収業者登録取消通知書（様式第八十九号）

八 前号通知のうち事業の全部又は一部の停止の命令に係るもの フロン類回収業停止命令書（様式第九十号）

九 自動車リサイクル法第六十二条第二項の規定による通知 解体業不許可通知書（様式第九十一号）

十 自動車リサイクル法第六十六条の規定による許可の取消し 解体業許可取消通知書（様式第九十二号）

十一 自動車リサイクル法第六十六条の規定による事業の全部又は一部の停止 解体業

停止命令書（様式第九十三号）

十二 自動車リサイクル法第六十九条第二項の規定による通知 破砕業不許可通知書（様式第九十四号）

十三 自動車リサイクル法第七十条第二項において準用する同法第六十九条第二項の規定による通知 破砕業事業範囲変更不許可通知書（様式第九十五号）

十四 自動車リサイクル法第七十二条において準用する同法第六十六条の規定による許可の取消し 破砕業許可取消通知書（様式第九十六号）

十五 自動車リサイクル法第七十二条において準用する同法第六十六条の規定による事業の全部又は一部の停止 破砕業停止命令書（様式第九十七号）

2 第十四条及び第十九条の規定は、前項第一号及び第五号に規定する登録証を受けた者又は使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省、環境省令第七号）第五十六条及び第六十一条の規定により許可証を受けた者について準用する。（自動車リサイクル法に関する廃業等の届出）

第五十八条 自動車リサイクル法における次の各号の掲げる廃業等の届出は、当該各号に定める届出書により行うものとする。

一 自動車リサイクル法第四十八条第一項の規定による届出 引取業廃業等届出書（様式第九十八号）

二 自動車リサイクル法第五十九条において準用する同法第四十八条第一項の規定による届出 フロン類回収業廃業等届出書（様式第九十九号）

三 自動車リサイクル法第六十四条の規定による届出 解体業廃業等届出書（様式第一百号）

四 自動車リサイクル法第七十二条において準用する同法第六十四条の規定による届出 破砕業廃業等届出書（様式第一百一号）

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 その内容を明らかにする書類

二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第七章 一般廃棄物処理手数料等

（手数料及び費用の減免）

第五十九条 条例第四十九条第三項、条例第五十条第二項及び条例第五十一条第三項の規定による手数料等の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（様式第一百二号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

第八章 雑則

（身分証明書）

第六十条 条例第五十四条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第一百三号）によるものとする。

（改善命令）

第六十一条 法第十九条の三の規定による改善命令は、改善命令書（様式第百四号）により行うものとする。

（措置命令）

第六十二条 法第十九条の四、第十九条の四の二、第十九条の五又は第十九条の六の規定による措置命令は、措置命令書（様式第百五号）により行うものとする。

（届出台帳の様式及び閲覧）

第六十三条 条例第五十五条第一項の届出台帳は、一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳（様式第百六号）とし、市長が調製し、これを保管する。

2 条例第五十五条第一項の規定による届出台帳の閲覧の請求は、一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書（様式第百七号）により行うものとする。

3 第三十五条の規定は、届出台帳の閲覧時間について準用する。

（委任）

第六十四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

※様式第一号～第百七号は略

福島市クリーンセンター設置規則

昭和48年7月1日

規則第32号

廃棄物の処分を行うため、次のとおりクリーンセンターを設置する。

名称	位置
あぶくまクリーンセンター	福島市渡利字梅ノ木畑一番地
あらかわクリーンセンター	福島市仁井田字北原一番地の一

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 福島市じん芥焼却場設置規則(昭和三十九年規則第二十五号)は、廃止する。

附 則(昭和五二年規則第二十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五六年規則第三号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第二十八号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十三年二月一日から施行する。

2 福島市事務分掌規則(昭和三十九年規則第二十五号)の一部改正(略)

3 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和四十七年規則第十一号)の一部改正(略)

4 福島市職員安全衛生管理規則(昭和六十年規則第二十号)の一部改正(略)

附 則(平成一一年規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

平成30年度 福島市一般廃棄物処理実施計画

1 廃棄物処理計画量

(単位：t)

区 分	家 庭 系	事 業 系	計
可 燃 ご み	64,743	32,033	96,776
不 燃 ご み	6,000	100	6,100
資 源 物	9,500	110	9,610
使用済小型家電	14	0	14
粗 大 ご み	1,000	0	1,000
除染活動から発生したごみ			11,500
計			125,000

2 収集運搬計画

(1) 収集回数、収集方法等

区分	可燃 ごみ	不燃 ごみ	プラスチック製 容器包装	それ以外の資源物	使用済 小型家電	粗大ごみ
収集 方法	透明袋(45ℓ以内)によるステーション回収			段ボール、新聞紙、雑誌・ 本は袋に入れずひもで十 文字に束ねてステーション に排出	① ボックス回収 設置された 回収ボックスに 投入 ② バン回収 バン時に 回収	戸別収集 (電話申込)
収集 回数	週2回	月2回	月4回	月2回	随時	随時
排出 時間	収集日の朝8時30分までステーションに排出			紙類は雨天時には出さない	① 開館(開所) 時間又は 営業時間内 ② バン時	収 集 当 日 朝 に 玄 関 先 に 置 い て お く
収集 運搬	市(委託)				市(直営)	市(委託)
収集 車両	36台		27台		—	トラック 3台

※1 上記以外に、ふれあい訪問収集は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物を軽トラック10台で直営で収集運搬。

※2 粗大ごみは、おおむね長さ60cm以上200cm未満、重さ10kg以上100kg未満のもの戸別収集では一戸あたり5点以内とする。

3 中間処理計画

(単位：t)

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物・ 使用済小型家電	粗大ごみ
実施主体	市（委託・一部直営）			
処理方法	焼却	破碎（鉄・アルミ回収。可燃残さ焼却）	再資源化	破碎（鉄・アルミ回収。可燃残さ焼却）
処理量	108,276	6,100	9,624	1,000

4 食品廃棄物の再生利用（堆肥化等）

食品廃棄物については、市内の食品残渣リサイクル施設で処理しリサイクルの推進を図る。

ただし、域外からの食品廃棄物については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条第1項の規定に基づき、農林水産大臣及び環境大臣から再生利用事業計画の認定を受けたものに限る。

(単位：t)

堆肥化	許可業者
800	800

5 最終処分計画

(単位：t)

区 分	焼却灰	溶融スラグ	破碎不燃
実施主体	市（委託、水質検査直営）		
処分方法	埋立		
処分量	18,800		

※1 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に規定されている焼却灰など特定一般廃棄物は、法に基づいた管理を行う。

※2 溶融スラグの再生利用先の調査・研究を行い、早期のリサイクルができるよう努力する。

6 平成30年度における重点施策

(1) 排出抑制・資源化推進

- ① 不法投棄防止監視の強化による環境美化の推進
- ② 資源物分別収集の推進
- ③ 経済的手法の導入（有料化）の検討
- ④ 環境教育・学習の推進

- ⑤ 集団資源回収報奨金制度の推進
- ⑥ 生ごみ処理容器購入費助成制度の推進
- ⑦ 市内小中学校や大学に対してのごみ減量化・資源化へ向けた出前講座の拡充
- ⑧ 雑がみや布類のリサイクルルートの検討
- ⑨ 事業系一般廃棄物の減量化・資源化の推進

(2) 収集運搬

- ① 使用済小型家電リサイクル事業の継続
- ② ふれあい訪問収集の継続
- ③ 在宅医療廃棄物の収集処理体制の検討

(3) 中間処理

- ① あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業基本構想の策定
- ② あらかわクリーンセンターの焼却工場の適正管理

(4) 最終処分

- ① 埋立廃棄物の搬入管理
- ② 浸出水処理施設の維持管理の徹底
- ③ 旧最終処分地の有効利用
- ④ 新最終処分場の整備

7 処理困難物（市で処分できないもの）

区 分	説 明	処理方法
家電リサイクル法対象家電品	エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、家電小売店又は収集運搬業者へ依頼するか、指定引取場所へ搬入
パソコン(※)	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ	資源有効利用促進法により、製造業者等が引きとる
バイク	バイク	廃棄二輪車取扱店や指定引取場所へ
消火器	消火器	指定引取場所又は特定窓口で相談
自動車部品、金庫、農機具、農薬、金属塊、農業用廃ビニール、医療系廃棄物、建築廃材、厚さ2. 3mm以上の鉄板など	バッテリー、古タイヤ、ガソリン、オイル、コンクリート、ブロック、土、石、砂、シンナー、ドラム缶、ボタン電池、プロパンガスボンベなど	販売店による引き取りや処理可能な許可業者への委託

※ 使用済小型家電リサイクル事業により回収されたものは除く。

8 施設概要

区分	施設名称	処理能力	所在地	型式	竣工年月
焼却施設	あぶくま クリーンセンター	240t/24h (120t×2基)	福島市渡利 字梅ノ木畑 1番地の1	全連続燃焼式 ストーカ炉	昭和63年 2月
	あらかわ クリーンセンター	220t/24h (110t×2基)	福島市仁井 田字北原 3番地の3	全連続燃焼式 ストーカ炉、 プラズマ式 灰溶融炉 (20t/日2炉 交互運転)	平成20年 8月
資源化施設	あぶくま資源化工場	資源物処理 プ ラスチック製容 器包装 10t/日	福島市渡利 字梅ノ木畑 1番地の1	圧縮梱包方式	平成16年 3月
	あらかわ資源化工場	・資源物処理系 缶類 11t/5h びん類 20t/5h ペットボトルな ど 11t/5h ・不燃・粗大ご み処理系 60t/5h	福島市仁井 田字北原 3番地の3	回転式破砕機	平成11年 3月
	リサイクルプラザ		福島市仁井 田字北原 3番地の3		平成11年 3月
最終処分場	金沢第二埋立処分場	埋立地面積 49,900m ² 埋立容量 590,800m ³ 埋立期間 約20年	福島市松川 町金沢字水 ヶ作地内外	サンドイッチ 工法	平成6年 11月

廃棄物搬入取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成30年福島市条例第25条。以下「条例」という。）第22条、第46条の規定に基づき、本市の廃棄物焼却施設又は埋立地（以下「処理施設」という。）に廃棄物を搬入する場合における市長の指示及び承認の取扱基準を明確にするとともに、その管理の適正を図るために必要な事項を定めるものとする。

(搬入できる廃棄物)

第2条 搬入できる廃棄物（以下「搬入廃棄物」という。）は、一般廃棄物及び福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成30年福島市規則第26号。以下「規則」という。）第53条に定める産業廃棄物（別表1の区分）で、その排出場所が本市域内であって、かつ廃棄物の種類、搬入量等について、承認を受けたものでなければならない。

(減量の指導)

第3条 市長は、古紙、古布、金属等の再生利用が可能な物又は未使用の製品等を処理施設に搬入しようとする者に対し、再生利用の方法、廃棄物の排出抑制等について指導できるものとする。

(搬入の申請)

第4条 市の処理施設に継続的に廃棄物を搬入する者は、あらかじめ市長に廃棄物搬入申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出して承認を受けなければならない。

2 臨時に搬入する者については、廃棄物搬入時の確認のため、ごみ搬入受付書（様式第2号）を記入し、提出のうえ直接係員の検査を受け、承認を受けなければならない。

(搬入の承認)

第5条 搬入の承認は、次の各号にすべて該当すると認めるときに行うものとする。

(1) 搬入する廃棄物が条例第18条第1号から第5号に該当しない廃棄物で、かつ、別表1、別表2の区分に適合しているものであること。

(2) 搬入者は、別表3の遵守事項に従うものとする。

(3) 前条の申請書に虚偽の記載がないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、本市の行う一般廃棄物の適正処理及び処理施設の安全管理の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、承認をしないことができる。

(搬入届済証の交付)

第6条 市長は、提出された申請書の内容を審査して搬入に支障がないと認めたときは、廃棄物搬入届済証（様式第3号。以下「搬入証」という。）を交付するものとする。

(搬入証の提示)

第7条 搬入証は、搬入の都度、係員に提示しなければならない。

(搬入証の転貸、譲渡の禁止)

第8条 搬入証を他に転貸、又は譲渡することはできない。

(搬入廃棄物の検査)

第9条 廃棄物の搬入に際し、その都度処理施設の係員にその内容、火気の有無等の検査を受けなければならない。

(運搬方法)

第10条 規則第8条第2項第2号の市長が指示する方法とは、搬入者は、廃棄物の運搬途上における飛散又は流出の防止並びに悪臭を放つことのないよう処置するとともに、シート等で覆うこと。

(搬入期間及び時間)

第11条 搬入者が処理施設に搬入することができる期間は、次の各号に掲げる日を除く午前8時45分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで（埋立地は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで）とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) その他特別の事由により処理施設を閉鎖する日

2. 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、搬入者の範囲を定めて、廃棄物の搬入を受け入れることができる。

(処理施設の指定変更)

第12条 搬入者は、処理施設の都合等により変更が生じた場合は、市長の行う指示に従うものとする。

(費用の徴収)

第13条 条例第49条別表第一に規定する搬入廃棄物の処分に要する費用の徴収方法は、現金で納入するものとする。ただし、納入通知書を発行し、徴収することもできる。

(承認の取消)

第14条 搬入者が、法令・条例等及びこの要綱の規定に違反した場合は、市長は承認等を取り消すことができる。

(雑 則)

第15条 この要綱に定めない事項で、市長が必要と認める事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

産業廃棄物の範囲

区分		産業廃棄物の範囲
1. 一般廃棄物とあわせて処分することが容易な固形状もの	焼却処分するもの	紙くず 木くず 繊維くず（天然繊維）
	埋立処分するもの	ガラスくず及び陶磁器くず 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
2. 一般廃棄物の処分に支障を生じない範囲の量のもの	埋立処分するもの	1ヶ月2t以内

別表 2

搬入する前に、必要な処理をすること

1. 厨芥類については十分に水切りされていること。 2. 可燃物及び不燃物がきちんと分別されていること。 3. 可燃物及び不燃物とも長物は、60cm以下に切断、または破断して搬入すること。
--

別表 3

(搬入遵守事項)

搬入者は、搬入の際次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 処理施設内の掲示、信号等の表示に従うこと。
2. 処理施設の構内では、搬入車両を最徐行させること。
3. 計量台へは、一旦停止してから最徐行で進入し、計量台上で急停止、急発進はしないこと。
4. 廃棄物の計量及び検査を受け、計量票あるいは廃棄物搬入伝票（様式第4号）の交付を受けること。破砕機及び埋立地に搬入する廃棄物についても、搬入伝票（様式第5号）の交付を受けること。
5. プラットホーム入口では、一旦停止し、安全を確認した後に進入すること。
6. 計量票、あるいは廃棄物搬入伝票をプラットホームの係員に提示すること。
7. 搬入作業は、複数人員により行い、作業しやすい服装、履物で行うこと。
8. 処理施設内で火気を使用しないこと。（禁煙）
9. 搬入車両の後退は、同乗者の誘導により行うこと。
10. ごみの投入作業にあたっては、安全に注意して、転落防止に努めること。
11. 処理施設内では、車両の荷箱の中には入らないこと。
12. 処理施設内では、テールゲートの下には入らないこと。
13. 搬送又は投入の際に廃棄物を飛散、流出させた場合は、自らその清掃を行うこと。
14. 投入後は、速やかに退出すること。
15. その他係員の指示に従うこと。

※様式第1号～第4号は略

福島市清掃施設条例

昭和39年3月31日

条例第43号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条第6項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、公衆の利用に供するため、福島市清掃施設(以下「清掃施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 清掃施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(利用)

第3条 清掃施設は、だれでも利用することができる。

(賠償責任)

第4条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又はき損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、清掃施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年条例第22号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年条例第25号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第22号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、第17条の規定は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第53号)

この条例は、昭和47年10月5日から施行する。

附 則(昭和54年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年条例第34号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第48号)

この条例は、平成2年3月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第23号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第15号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第40号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第45号)

この条例は、平成13年2月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第34号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条から第5条まで、第8条及び第9条、第13条、第22条、第24条、第32条及び第33条、第49条(福島市荒井牧野に係る部分に限る。)、第52条、第54条、第56条から第60条まで、第62条から第64条まで並びに第65条(御倉町地区公園(旧日本銀行福島支店長役宅)に係る部分に限る。)の規定については、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第4号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第16号)

この条例は、平成24年3月31日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	位 置
紅葉山公共便所	福島市杉妻町地区
八幡公共便所	福島市飯坂町字八幡地内
湯沢公共便所	福島市飯坂町字湯沢地内
滑滝公共便所	福島市飯坂町茂庭字滑滝地内
福島駅前公共便所	福島市栄町地内

福島市健康福祉センター条例

平成3年3月29日

条 例 第 9 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、市民の健康の増進と福祉の向上を図るため、福島市健康福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ヘルシーランド福島	福島市岡部字上川原二十六番地

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 センターの施設及び設備を一般の利用に供すること。
- 二 健康相談に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、センター設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は午前9時から午後8時までとし、次の表に掲げる施設の利用時間は同表の上欄に掲げる施設区分に応じ、同表の下欄に掲げる利用時間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、毎月15日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後の直近の休日以外の日を休館日とする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、センターの管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、センターの使用を許可することができない。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
- 三 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- 四 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。
- 五 その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 使用許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
- 三 第七条各号のいずれかに該当したとき。
- 四 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- 五 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生によりセンターの使用が不能となった場合も、同様とする。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第12条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- 三 その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第13条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又はき損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条及び第5条の規定(この場合において、あらかじめ市長の承認を得なければならない。)並びに第6条、第7条、第9条第1項及び第10条から第12条までの規定の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第11条の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、センターを適正に市民の利用に供しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第3条各号に掲げる事業の計画及び実施に関する業務
- 二 第6条第1項に規定する使用許可に関する業務
- 三 センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- 四 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する

事務を除く業務

(利用料金)

第16条 第14条第2項の規定によりセンターの管理を指定管理者が行う場合において、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(福島市屋内ゲートボール場条例の廃止)

2 福島市屋内ゲートボール場条例(平成元年条例第47号)は、廃止する。

3 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例(昭和40年条例第19号)の一部改正(略)

附 則(平成10年条例第5号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第34号)抄

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

福島市健康福祉センター条例施行規則

平成3年3月29日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市健康福祉センター条例(平成三年条例第九号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により多目的集会施設の使用(20人以上の団体で使用する場合に限る。)の許可を受けようとする者はヘルシーランド福島団体使用許可申請書(様式第1号)を使用しようとする日の5日前までに、屋内プールの使用(個人使用を除く。)の許可を受けようとする者はヘルシーランド福島屋内プール専用使用許可申請書(様式第2号)を、屋内ゲートボール場の使用(個人使用を除く。)の許可を受けようとする者はヘルシーランド福島屋内ゲートボール場専用使用許可申請書(様式第3号)を使用しようとする日の5日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長が必要と認めるときは、前項に規定する使用許可申請書のほか、申請の内容を説明する書類その他必要と認める書類を提出させることができる。

(使用の許可)

第3条 市長は、条例第6条第1項の規定により多目的集会施設の使用(20人以上の団体で使用する場合に限る。)の使用の許可をしたときはヘルシーランド福島団体使用許可書(様式第4号)を、屋内プールの使用(個人使用を除く。)の許可をしたときはヘルシーランド福島屋内プール専用使用許可書(様式第5号)を、屋内ゲートボール場の使用(個人使用を除く。)の許可をしたときはヘルシーランド福島屋内ゲートボール場専用使用許可書(様式第6号)を交付するものとする。

2 個人使用の場合は、利用普通券(様式第7号)及び利用回数券(様式第7号。サウナ室を除く。)を交付することにより、使用の許可をしたものとみなす。

(使用の変更及び取消し)

第4条 条例第6条第1項の規定により使用(個人使用を除く。)の許可を受けた者が、使用の許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の5日前までに、ヘルシーランド福島使用変更(取消)申請書(様式第8号)に当該使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用の変更又は取消しの許可をしたときは、ヘルシーランド福島使用変更(取消)許可書(様式第9号)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第10条ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者は、ヘルシーランド福島使用料減免申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 使用料の減免の基準は、次のとおりとする。

- 一 市(市の機関を含む。以下この条において同じ。)が使用する場合 全額
- 二 市の共催により使用する場合 100分の50に相当する額
- 三 市の後援により使用する場合 100分の25に相当する額
- 四 市内に居住する勤労者又は市内に勤務先を有する者が20人以上の団体で使用する場合 100分の25に相当する額
- 五 その他市長が特に必要と認めた場合 市長が定める額

3 市長が必要と認めるときは、第一項に規定する減免申請書のほか、関係書類を提出させることができる。

(使用料の還付)

第6条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、ヘルシーランド福島使用料還付申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 使用料の還付の基準は、次のとおりとする。

- 一 条例第6条第1項の規定により使用(個人使用を除く。)の許可を受けた者の責めによらない理由により使用できない場合 全額
- 二 使用日の5日前までに第4条第1項の規定による使用の取消しについて申請があり、使用の取消しを許可した場合 100分の50に相当する額
- 三 使用日の5日前までに第4条第1項の規定による使用の変更について申請があり、使用の変更を許可し、使用料が減額された場合 減額された額

(使用者等の遵守事項)

第7条 条例第6条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)及び入館者は、福島市健康福祉センター(以下「センター」という。)の使用に当っては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 許可を受けないで物品を展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。
- 二 秩序維持に努め、清潔及び整とんを保持すること。
- 三 許可された施設以外の施設及び備付物件等を使用しないこと。
- 四 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- 五 酒気を帯びての使用又は館内での飲酒はしないこと。
- 六 係員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第8条 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は条例第9条第1項の規定により使用の条件の変更、使用の停止若しくは使用の許可の取消しを命ぜられたときは、速やかにその使用に係る施設及び備付物件を原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(滅失又はき損の届出)

第10条 使用者は、施設及び備付物件を滅失し、又はき損したときは、直ちにヘルシーランド福島滅失(き損)届(様式第12号)を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第2条、第3条第1項、第4条、第5条(第2項を除く。)、第6条第1項及び第八条の規定の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条(第3項を除く。)及び第6条の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第6号まで及び様式第8号から様式第11号までの規定の適用についてはこれらの規定中「福島市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第2号、様式第5号、様式第10号及び様式第11号の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(委任)

第12条 この規則で定めるもののほか、センターの管理運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
(福島市屋内ゲートボール場条例施行規則の廃止)
- 2 福島市屋内ゲートボール場条例施行規則(平成元年規則第50号)は、廃止する。

附 則(平成4年規則第4号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第11号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島市健康福祉センター条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定により提出されている申請書は、改正後の福島市健康福祉センター条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項の規定により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第4条第1項第1号及び第2号の規定により交付されている許可書は、改正後の規則第3条第1項の規定により交付された許可書とみなす。

※様式第1号～第12号は略

福島市リサイクルプラザ条例

平成10年12月25日

条例第36号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、廃棄物の減量及び再利用を推進し、快適な生活環境づくりに資するため、福島市リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)を設置する。

(位置)

第2条 プラザは、福島市仁井田字北原三番地の三に置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語に意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- 二 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(事業)

第4条 プラザは、次に掲げる事業を行う。

- 一 廃棄物の減量及び再利用に係る普及啓発に関すること。
- 二 廃棄物の再生及び再生品の展示に関すること。
- 三 廃棄物の減量及び再利用に関する市民の自発的な活動の場を提供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、プラザ設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第5条 プラザの開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 12月29日から翌年1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)

(使用の許可)

第7条 プラザのうち次に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 第一工芸室
- 二 第二工芸室
- 三 第一研修室
- 四 第二研修室

2 市長は、前項の許可に際し、プラザの管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、プラザの使用を許可することができない。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
- 三 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- 四 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。
- 五 その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 使用許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
- 三 第8条各号のいずれかに該当したとき。
- 四 偽りその他不正手段により許可を受けたとき。
- 五 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生によりプラザの使用が不能となった場合も、同様とする。

(入館の制限)

第11条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- 三 その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第12条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又はき損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第34号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条から第5条まで、第8条及び第9条、第13条、第22条、第24条、第32条及び第33条、第49条(福島市荒井牧野に係る部分に限る。)、第52条、第54条、第56条から第60条まで、第62条から第64条まで並びに第65条(御倉町地区公園(旧日本銀行福島支店長役宅)に係る部分に限る。)の規定については、公布の日から施行する。

福島市リサイクルプラザ条例施行規則

平成11年3月26日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市リサイクルプラザ条例(平成10年条例第36号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

(使用許可の申請)

第4条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、福島市リサイクルプラザ使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長が必要と認めるときは、前項に規定する使用許可申請書のほか、申請の内容を説明する書類その他必要と認める書類を提出させることができる。

(使用の許可)

第5条 市長は、条例第7条第1項の規定により使用の許可をしたときは、福島市リサイクルプラザ使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用の変更及び取消し)

第6条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用の許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、福島市リサイクルプラザ使用変更(取消)許可申請書(様式第3号)に当該使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用の変更又は取消しの許可をしたときは、福島市リサイクルプラザ使用変更(取消)許可書(様式第4号)を交付するものとする。

(使用者等の遵守事項)

第7条 使用者その他の入館者は、福島市リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)の使用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 許可された施設以外の施設及び物件等を使用しないこと。
- 二 秩序維持に努め、清潔及び整とんを保持すること。
- 三 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- 四 係員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第8条 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、プラザの使用を終了したとき、又は条例第10条第1項の規定により使用の条件の変更、使用の停止若しくは使用の許可の取消しを命ぜられたときは、速やかにその使用に係る施設及び備付物件を原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(滅失又はき損の届出)

第10条 使用者は、施設及び備付物件を滅失し、又はき損したときは、直ちに福島市リサイクルプラザ滅失(き損)届(様式第5号)を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

※様式第1号～第5号は略

福島市環境基金条例

平成19年3月28日

条 例 第 1 号

(設置)

第1条 環境の保全及び美化を図り、廃棄物の減量化事業を効果的に促進し、及び環境関連施設の整備を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、福島市環境基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、毎会計年度の一般会計予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第6条 市長は、基金設置の目的を達するため必要と認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は交付の日から施行する。

福島市衛生処理場管理規則

昭和37年3月10日

規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、市が設置する衛生処理場の管理及び使用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称等)

第2条 衛生処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 福島市衛生処理場

位置 福島市堀河町9番20号

(使用の申請)

第3条 福島市衛生処理場(以下「処理場」という。)を使用しようとする廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により許可を受けた者は、あらかじめ使用承認申請書(様式第1号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、処理場の管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の申請があつたときは、次に該当する者に対して使用を承認する。

一 市長から法第7条第1項の規定により許可を受けた者で「バキューム車」を所有し、市の区域(福島市支所設置条例(昭和23年9月18日条例第40号)第2条の表に規定する福島市飯坂支所、福島市松川支所及び福島市飯野支所の所管区域(大笹生の一部(字中沢、中沢西、中道、釜平)を除く。))を除く。))からし尿及び浄化槽汚泥のくみ取りを行う者

二 その他特に市長が必要と認めた者

2 使用の承認は、使用承認証(様式第2号)を交付して行う。

(使用承認証の更新)

第5条 前条の使用承認証の有効期間は2年とし、引続いて承認を受けようとする者は、有効期日10日前までに更新しなければならない。

(使用承認の取消)

第6条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当する場合には、市長は、使用の承認を取り消すことができる。

一 使用者が法及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)並びに福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成30年条例第25号。以下「条例」という。)及び福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成30年規則第26号)に違反したとき。

二 法第7条第1項に規定する許可を取り消されたとき。

(投入時間)

第7条 処理場の投入時間は、午前8時30分から午後4時までとする。

(閉場日)

第8条 処理場の閉場日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

三 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 市長は、必要と認めるときは、前項の閉場日を変更することができる。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、使用する車両について条例第二十四条第一項の規定により交付を受けた検査証

の交付番号を当該車両の側面に表示しなければならない。

2 使用者は、処理場の内外を清潔にし、故意に汚染してはならない。

(賠償の責任)

第10条 使用者は、処理場の使用について施設及び備付物件等をき損又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、その一部又は全部を免除することができる。

(委任)

第11条 前各条に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和37年3月12日から施行する。

附 則(昭和47年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年規則第6号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第15号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第27号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

※様式第1号、第2号は略

粗大ごみ処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という）の処理に関し、福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(収集する粗大ごみ)

第2条 収集する粗大ごみの範囲は、家庭内において日常使用された大型の耐久消費材（概ね長さ60cm以上200cm未満、または重量10kg以上100kg未満）をいい、別表第1に掲げるものとする。

2 地域別収集日は、別に定めるものとする。

(収集方法)

第4条 収集方法は、戸別収集とする。

(収集の申込)

第5条 排出しようとする者は、あらかじめクリーンセンターリサイクルプラザへ、電話等により申し込むものとする。

2 前項の申し込みを受付けたときは、受付書（様式第1号）を作成し、あらかじめ定めてある収集日を、申し込み者に通知しなければならない。

(排出の場所)

第6条 排出しようとする者は、排出する粗大ごみ全てに㊟と世帯主の氏名を記入した紙を貼り付け、道路からできるだけ近い敷地内の場所等に排出しておかなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、排出場所をその都度市と協議のうえ、変更することができる。

(広報)

第7条 粗大ごみの範囲、収集期日等は、市政だより等により、市民に周知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めない事項で市が必要と認めた場合は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

家庭内で日常使用していた大型の耐久消費財

1. 家庭用電気製品類	電子レンジ、脱水機、除湿機など
2. 乗り物類	自転車、リヤカー、乳母車など
3. 家具調度品類	机、タンス、ミシン、応接ソファ、下駄箱、戸棚、オルガンなど
4. 寝具敷物類	ベット、布団、じゅうたん、マットレスなど
5. 建築設備類	浴槽など
6. その他市が認めるもの	趣味娯楽用品等その他市が認めるもの

☆建築廃材・危険物（ガス・ボンベなど）・ピアノは除く。

様式第1号

粗大ごみ収集受付書

受 付 者

No.

受 付 月 日	年 月 日		
氏名（世帯主名）			
住 所			
電 話 番 号			
品 名（数量）			
置 場 所	正面、裏口、玄関、車庫 庭、その他（ ）		
置場所の目標			
収集予定日	年 月 日	収集日	年 月 日
連絡事項			

福島市清掃指導員要綱

(目的)

第1条 市は、市民の清掃思想の普及高揚ときれいな街づくりの実現及び清掃事業の円滑な運営を図るため、清掃指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(職務)

第2条 指導員は、次の各号に掲げる職務を遂行するものとする。

- (1) 清掃事業に関する普及・啓発活動に関すること。
- (2) ごみ減量とリサイクルの推進及び分別排出の指導に関すること。
- (3) 一般廃棄物の不法投棄防止についての指導に関すること。
- (4) 適正なごみの出し方の指導に関すること。
- (5) ごみ集積所に関すること。
- (6) 事業活動に伴い排出される一般廃棄物の処理および指導に関すること。
- (7) 市民からの苦情並びに要望等に対する処理および指導に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(報告)

第3条 指導員は、その職務の遂行に当たり、重要または異例な事態が発生したときは速やかにその状況を所属長に報告しなければならない。

(業務日誌)

第4条 指導員は、その職務について所定の業務日誌（様式 1）を作成し、所属長へ提出しなければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

※様式 1（業務日誌）は省略

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

※様式 1 は略

福島市集団資源回収報奨金及び助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主的に資源回収活動を実施するPTA、町内会、子供会等市民団体（以下「団体」という。）に対する報奨金の交付と、資源回収に協力する回収事業者に対する助成金を交付することにより、資源回収活動を奨励し、もって資源の再利用及びごみの減量を図ることを目的とする。

(交付対象とする団体及び回収業者)

第2条 報奨金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 地域住民で構成する団体であること。
- (2) 回収を定期的に行う団体であること。
- (3) 営業を目的としない団体であること。

2 助成金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する回収業者とする。

- (1) 市内に住所を有し、資源回収を業としていること。
- (2) 第4条の登録を行っていること。
- (3) 市へ集団資源回収の実施に関する念書を提出していること。

(資源回収品目)

第3条 団体が資源回収する品目（以下、「有価物」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 古紙類
- (2) 繊維類
- (3) びん類
- (4) 非鉄金属
- (5) その他有価物

(団体等の登録)

第4条 第2条に規定する団体及び回収業者は、集団資源回収団体登録申請書（様式第1号）又は集団資源回収業者登録申請書（様式第4号）により市長に登録を申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定に基づいて登録を受けた団体及び回収業者は、その申請書の記載事項に変更が生じた場合は、登録事項変更届（様式第7号）により速やかに市長に届けなければならない。

(報告書等の提出)

第5条 報奨金の交付を受けようとする登録団体は、次の1号、2号に定める書類を、また、助成金の交付を受けようとする回収業者は、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）第4条及び第17条の規定により、次の3号及び4号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 集団資源回収実績報告書（様式第2号）
- (2) 集団資源回収集荷引取伝票（様式第3号）
- (3) 補助金等交付申請書（様式第5号）

(4) 補助金等交付請求書(様式第6号)

2 規則第4条第1号及び第2号に規定する書類の提出については、省略するものとする

3 規則第14条の規定による実績報告については、規則第4条の規定による補助金等の交付の申請と併合するものとする。

(報奨金又は助成金の交付等)

第6条 市長は、前条に規定する集団資源回収実績報告書又は補助金等交付申請書の提出があったときは内容を審査のうえ、適当と認めるときは、団体に対して報奨金を、回収業者に対しては助成金を交付するものとする。

2 報奨金の額は、売却した有価物に対し、1kg当たり5円とする。

ただし、交付額は年間50万円を限度とする。

3 助成金の額は、次のとおりとする。

(1) 回数制 登録団体からの回収実施回数1回当たり3千円とする。

ただし、交付額は年間20万円を限度とする。

(2) 従量制 雑誌、段ボールの引き取り重量1kg当たり次のとおりとし半年毎に見直す。

紙類市況(再生用古紙相場 日刊市況通信社調べ 東北 問屋への売値)のうち、雑誌、ダンボール各々の並値を加算し、平均を出した月間値で前6ヶ月間の平均値	従量制の重量1kg当たりの助成金の額
2円未満	3円
2円以上3円未満	2円
3円以上4円未満	1円
4円以上	0円

繊維類、びん類は重量1kgあたり3円とする。

ただし、交付額は年間20万円を限度とする。

4 規則第5条の規定による交付決定及び規則第7条の規定による通知は、規則第15条の規定による額の決定及び通知と併合するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成9年12月22日から施行し、平成9年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年7月1日から施行する。

※様式第1号～第7号は略

福島市ごみ集積所設置等に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条第2項で規定するごみ集積所の基準等について必要な事項を定め、もってごみ収集作業の安全と効率化を図り、市民の良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(設置基準)

第2条 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物のごみ集積所は同一場所とし、おおむね20世帯以上の世帯の区域で1箇所を基準として設置するものとする。ただし、この基準で設置が困難な場合は、この限りでない。

2 同一敷地内でおおむね20世帯以上が入居する共同住宅については、専用のごみ集積所を設置することができる。

(設置場所)

第3条 ごみ集積所の設置場所は、原則として次の各号すべてに該当する場所とする。

- (1) 歩行者及び収集作業の安全が確保できること。
- (2) 収集車が容易に転回又は通り抜けができる道路に面していること。
- (3) 土地所有者の承諾を得ていること。
- (4) 利用者及び近隣者の合意を得ていること。

(協力義務)

第4条 市民は、快適な生活環境を確保するために、適切なごみ集積所の設置に協力しなければならない。

(ごみ集積所の位置づけ)

第5条 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第7条で市長が承認した集積所を市の指定ごみ集積所（以下「指定集積所」という。）とする。

2 指定集積所に、市の収集日に排出された可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物は、市が責任をもって収集するものとする。

(維持管理)

第6条 ごみ集積所を利用する者は、市長が定めるごみの分別及び排出方法を守るとともに、ごみ集積所の清潔保持・維持管理に努めなければならない。

(設置者の責務)

第7条 設置者は、設置したごみ集積所の利用についてこの要綱に適合するよう努めるとともに、適合しなくなった場合は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年8月1日より施行する。
- 2 ごみ集積所設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱

(目的)

第1条 市は、生ごみ処理容器の購入及び設置を促進し、一般家庭から排出される生ごみ等の減量化及び資源の再利用に対する市民の意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器の購入設置者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、生ごみ処理容器とは、次に掲げる容器及び機器で市長が認めたものをいう。

- (1) 生ごみ堆肥化（コンポスト）容器
- (2) 密閉型（ぼかし）容器
- (3) 電動式生ごみ処理機等

(助成対象)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 容器を設置することができる敷地を有し、適切に維持管理できること。
- (3) 堆肥化された生成物または減量化された生ごみを自己の責任で処理できること。

(助成額)

第4条 助成額は、容器1基につき容器購入価格の2分の1とし、2万円を限度とする。ただし、当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 助成数は、同一年度内1世帯につき1基とする。ただし、密閉型（ぼかし）容器については同一年度内1世帯につき2基とする。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第1項第1号及び第2号に定める書類の提出については、省略するものとする。

2 規則第4条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、領収書とする。

(交付手続き)

第6条 規則第4条の交付申請は規則第14条の実績報告と併合するものとする。また、規則第5条及び規則第7条の交付決定、通知は、第15条の額の確定、通知と併合するものとする。なお、規則第14条の実績報告は領収書の提出で代えるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の助成金から適用する。

(福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱の廃止)

2 福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱（平成4年6月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成13年度分以前の予算より支出された助成金に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

福島市廃棄物処理施設連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 福島市域内における廃棄物処理施設の設置について、各部等との連絡調整を図るため、福島市廃棄物処理施設連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設（以下「廃棄物処理施設」という。）の設置に関すること。
- (2) その他廃棄物処理施設の設置について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長、委員及び幹事をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもってあて、会務を総理する。
- 3 副会長は、環境部長をもってあて、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもってあてる。
- 5 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもってあてる。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議には必要に応じ、委員及び幹事以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に廃棄物処理施設の設置等について調整及び協議をするため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第3条第5項の幹事をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、環境部次長をもってあてる。幹事長は、会務を総理する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 5 幹事会は、必要により、当該協議事項に関係ある幹事で調査検討を行うことができる。
- 6 会議には必要に応じ、幹事以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、環境部清掃管理課及び新最終処分場建設室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成4年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年5月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年12月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年6月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

別表 1 福島市廃棄物処理施設連絡協議会委員

副市長（環境部所管）
政策調整部長
総務部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
市民安全部長
環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
建設部長
都市政策部長
教育部長
消防長
水道局長

別表 2 福島市廃棄物処理施設連絡協議会幹事会

部 名	幹 事 名	
	部 次 長	課 長
政策調整部		政策調整課長、広報課長
総務部		総務課長
財務部	財産マネジメント推進室長	管財課長、財政課長、財産マネジメント推進室次長
商工観光部		商業労政課長、企業立地課長
農政部	農業振興室長	農業振興室次長、農林整備課長
市民安全部		生活課長、市民協働課長
環境部	環境部次長、新最終処分場建設室長、除染推進室長	環境課長、清掃管理課長、廃棄物対策課長、あぶくまクリーンセンター所長、あらかわクリーンセンター所長、新最終処分場建設室次長、除染企画課長、除染施設整備課長
健康福祉部		地域福祉課長、保健所総務課長、衛生課長、健康推進課長
こども未来部		こども政策課長
建設部		路政課長、道路保全課長、道路建設課長、河川課長、建築住宅課長
都市政策部	下水道室長	都市計画課長、開発建築指導課長、下水道総務課長、下水道建設課長、下水道管理センター所長
農業委員会事務局	事務局長	
教育委員会事務局		教育総務課長、文化課長
消防本部		消防総務課長、予防課長
水道局		水道総務課長、営業企画課長

福島市廃棄物減量等連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 福島市の一般廃棄物の処理推進に関する事項について、各部等との連絡調整を図るため、福島市廃棄物減量等連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 一般廃棄物処理基本計画に関すること
- (2) 一般廃棄物の減量に関すること
- (3) 一般廃棄物の再生利用に関すること
- (4) その他一般廃棄物処理推進に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、副市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、環境部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議には必要に応じ、委員及び幹事以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、環境部次長をもって充てる。幹事長は、会務を総理する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、会議の議長となる。
- 5 会議には必要に応じ、幹事以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、環境部清掃管理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成25年10月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年6月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から実施する。

別表１ 福島市廃棄物減量等連絡協議会委員

副市長（環境部所管）
政策調整部長
総務部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
市民安全部長
環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
建設部長
都市政策部長
教育部長
消防長
水道局長

別表２ 福島市廃棄物減量等連絡協議会幹事会

部 名	幹 事 名	
	部 次 長	課 長
政策調整部		政策調整課長、広報課長
総務部		総務課長
財務部	財産マネジメント推進室長	管財課長、財政課長、財産マネジメント推進室次長
商工観光部		商業労政課長、企業立地課長
農政部	農業振興室長	農業振興室次長、農林整備課長
市民安全部		生活課長、市民協働課長
環境部	環境部次長、新最終処分場建設室長、除染推進室長	環境課長、清掃管理課長、廃棄物対策課長、あぶくまクリーンセンター所長、あらかわクリーンセンター所長、新最終処分場建設室次長、除染企画課長、除染施設整備課長
健康福祉部		地域福祉課長、保健所総務課長、衛生課長、健康推進課長
こども未来部		こども政策課長
建設部		路政課長、道路保全課長、道路建設課長、河川課長、建築住宅課長
都市政策部	下水道室長	都市計画課長、開発建築指導課長、下水道総務課長、下水道建設課長、下水道管理センター所長
農業委員会事務局	事務局長	
教育委員会事務局		教育総務課長、文化課長
消防本部		消防総務課長、予防課長
水道局		水道総務課長、営業企画課長

クリーンセンター施設事故調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 クリーンセンター施設内における事故発生の際に、原因の究明と分析を行い、適切な対策を図るため、事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(主な事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 原因の調査、分析に関すること。
- (2) 防止対策に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は環境部次長、副委員長は清掃管理課長をもってあてる。
- 3 委員は安全衛生委員会構成員の中から別に定める。（事業側と職管側同数とする。）

(会議)

第4条 委員は、必要に応じ委員長が召集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議には必要に応じ委員以外の関係機関の意見を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、環境部清掃管理課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

福島市環境衛生パトロール員設置要綱

1 目 的

本市における環境衛生事業の推進向上を図るため、環境衛生パトロール員を設置する。

2 選任の方法

パトロール員は本市に居住するもののうちから環境の汚染地区等を考慮し、市長が選任する。

3 任 期

パトロール員の任期は2年とする。但し再任を防げない。補欠により就任したパトロール員の任期は前任者の残任期間とする。

4 任 務

パトロール員は、市及び関係機関と密接な連絡をはかり、衛生思想の普及啓発と環境汚染防止につとめるものとする。

5 報 償

パトロール員に対する報償は、毎年予算の範囲内において支給する。

6 心 得

- (1) パトロール員は、常に正しい衛生思想を身につけ、他の模範となるよう努めるものとする。
- (2) パトロール員は、地域を巡視するときは、必ず腕章をつけ、身分証明書を携帯すること。
- (3) パトロール員は、地域を巡視中において汚損箇所を発見した場合、社会通念上地域住民によって処理可能と判断したときは当該住民にその処理を指示するものとするが、著しく困難と思われるときは、市に連絡し、その指示をうけること。また汚損行為を行う者を発見したときは、その場において適切な指導を行うこと。

附 則

この要綱は、昭和44年4月1日より施行する。

福島市ごみ分別収集計画検討委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）の規定に基づき容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクル施設の整備を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ごみの分別収集計画及びリサイクル施設整備計画に関すること。
- (2) その他ごみ収集及び施設計画について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもってあて、会務を総理する。
- 3 副委員長は、環境部長をもってあて、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 委員会に幹事会を置く。
- 5 委員は、庁議構成員をもってあてる。
- 6 幹事は、別表の職員をもってあてる。
- 7 幹事会に幹事長を置き、環境部次長をもってあてる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員会には必要に応じ、委員以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事会の議長となる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、環境部清掃管理課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 28 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第 3 条関係）

所	属	幹 事 名
環 境 部		次長
環 境 課		課長
清 掃 管 理 課		課長、ごみ減量推進係長、清掃管理係長、清掃指導係長、 ごみ減量推進係担当職員
あぶくまクリーンセンター		所長、施設係長
あらかわクリーンセンター		所長、施設係長、リサイクルプラザ主任
市 民 安 全 部		次長
生 活 課		生活課長

福島市ダイオキシン類対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日付け、基安発第20号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達）に基づき、作業従事者のダイオキシン類へのばく露防止の徹底を図るため、福島市ダイオキシン類対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) ダイオキシン類へのばく露防止推進計画の策定に関すること。
- (2) その他ダイオキシン類による健康障害防止のための必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び対策責任者、衛生管理者、安全衛生推進者をもって組織する。

- 2 委員長には、環境部長をもって充てる。
- 3 副委員長には、環境部次長をもって充てる。
- 4 対策責任者には、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 清掃管理課長
 - (2) 廃棄物対策課長
 - (3) あぶくまクリーンセンター所長
 - (4) あらかわクリーンセンター所長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員等の出席を求め、意見等を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境部清掃管理課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

ダイオキシン類へのばく露防止推進計画

1. 目的

この計画は、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日付け基安発第20号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達。以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）に基づき、廃棄物焼却施設におけるばく露防止対策の方法を定め、作業従事者がダイオキシン類にばく露することを防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この計画は、廃棄物焼却施設で行う運転・点検・工事等の作業従事者に適用するものとする。

3. 推進体制

焼却施設の対策責任者は、次の事項について行うものとする。

- (1) 労働安全衛生規則第592条の6に定めるところにより、化学物質についての知識を有する者の中から作業指揮者を選任し、作業従事者の保護具の着用状況及びダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化等の確認を行わせること。
- (2) 作業等に従事する職員、委託業者、請負業者に本推進計画の徹底を図る為、必要に応じ協議会を設置し、ダイオキシンばく露防止について具体的な対策を検討し、実施する。
- (3) 運転等を受託している業者、請負業者に対し、ダイオキシン類対策の実施責任者を定め本推進計画を踏まえた対策を実施させること。

4. 労働衛生教育

この計画の目的を達成するため、作業従事者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- (1) ダイオキシン類の性状、有害性等に関すること。
- (2) ダイオキシン類のばく露を低減させるための措置に関すること。
- (3) 作業手順に関すること。
- (4) 発散源を密閉する設備、作業を自動化又は遠隔操作する設備、局所排気装置等について作業開始時の点検に関すること。
- (5) 呼吸用保護具等の種類、性能、使用方法及び保守管理に関すること。
- (6) 事故防止等における措置に関すること。

5. 作業環境の測定

焼却施設に係る作業場所の環境測定については、作業環境測定基準（昭和51年労働省46号告示）に準じ、また作業場所の管理区域の決定については、作業環境中のダイオキシン類濃度測定及び作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）に準じ、年2回測定結果の評価を行い、管理区域を決定し、その記録を30年保存すること。

6. ばく露を低減するための措置

作業環境測定の結果、第2管理区域又は、第3管理区域となった作業場所においては、次に掲げ的方法等により、焼却灰等の粉じんの発生やその発散の防止対策を行うこと。

- (1) 焼却工程、作業工程の改善
- (2) 発散源の密閉化
- (3) 作業の自動化や遠隔操作方法の導入
- (4) 局所排気装置及び除じん装置の設置
- (5) 作業場所の湿潤化

7. 保護具の使用

焼却施設の作業従事者に対するダイオキシン類へのばく露の低減を図るため、次の作業について、次の措置を講じること。

(1) 焼却施設におけるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取り扱い作業

作業従事者にダイオキシン類ばく露防止対策要綱で定めるレベル3の保護具又はこれらと同等以上の性能を有する呼吸用保護具及び不浸透性の保護衣、保護手袋、保護用眼鏡等を使用させること。

(2) 焼却施設に設置された焼却炉又は、集じん機等の設備の保守点検等の業務

作業従事者にダイオキシン類ばく露防止対策要綱で定める各作業場所の管理区域に応じた保護具を使用させること。

(3) 保護具の着用状況、作業後における保護具の取り外し、保守点検や洗浄等の管理については、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱を準用する。

8. 休憩場所における措置

焼却施設の作業従事者には、焼却施設等作業を行う場所以外に休憩場所を設け次の措置を講ずること。

(1) 窓等のない密閉された構造の休憩場所の入口には、エアシャワーを設け、かつ、水を流し、又は十分湿らせたマットを置く等作業従事者の足部に付着した焼却灰等を除去するための設備等を設けること。

(2) 密閉されていない構造の休憩場所の入口には、作業衣等に付着した灰を除去するための電気掃除機等を備え、かつ、水を流し、又は十分に湿らせたマット等を置く等を作業従事者の足部に付着した焼却灰等を除去するための設備等を設けること。

(3) 床の清掃を毎日1回以上すること。

9. 休憩場所以外の場所における措置

事務室等で焼却施設等作業に従事する者が出入りする場所については、作業従事者の作業衣等に付着した焼却灰等により当該場所が汚染されないような措置を講ずること。

10. 作業衣等の保管等

ダイオキシン類の付着した焼却灰等で汚染された作業衣等は、二次発じんの原因となることから、クリーンセンターからの持出しを禁止するとともに、当該作業衣等はそれ以外の衣類等から隔離して保管させ、かつ、速やかに作業衣等の汚染を除去させるための措置を講ずること。

11. 喫煙等の禁止

焼却施設等作業が行われる作業場所については、作業従事者が喫煙し、又は飲食することを禁止すること。

12. 健康管理

作業従事者に一般健康診断を実施するとともに、ダイオキシン類へのばく露による健康不安を訴える作業従事者に対して、医師等の意見を踏まえ、必要があると認める場合に就業上の措置等を適切に行うこと。

また、事故、保護具の破損等により当該作業従事者がダイオキシン類に著しく汚染され又は、これを多量に吸入したおそれのある場合は、速やかに当該作業従事者に医師による診察又は措置を受けさせること。なお、この場合には、必要に応じて、当該作業従事者の血中ダイオキシン類濃度測定を行い、その結果を記録して30年間保存しておくこと。

13. 女性への就業上の配慮

母性保護の観点から、女性については焼却施設における運転、点検、工事等作業における就業上の配慮すること。

14. 作業記録

焼却施設等作業については、従事者名、従事作業名、従事期間等を記録するとともにその記録を30年間保存すること。

附 則 この計画は、平成17年 4月14日から施行する。

福島市ふれあい訪問収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者又は障がい者の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するとともに、ごみの適正収集を行うため、家庭ごみをごみ集積所に持ち出すことが困難な高齢者又は障がい者が属する世帯に対し、家庭ごみを戸別に訪問して収集し併せて安否確認すること（以下「ふれあい訪問収集」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 概ね 65 歳以上の者をいう。
- (2) 障がい者 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障がい者をいう。
- (3) 家庭ごみ 福島市が分別収集している可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物をいう。
- (4) ごみ集積所 福島市ごみ集積所設置等に関する要綱第 8 条第 1 項に規定するごみ集積所をいう。

(対象世帯)

第3条 この要綱に基づき、ふれあい訪問収集を受けることができる世帯は、市内に居住する次の各号のいずれかに該当する世帯で、当該世帯の世帯員が家庭ごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難である者とする。

- (1) 高齢者又は障がい者の単身の世帯
- (2) 高齢者又は障がい者のみで構成される世帯
- (3) 前 2 号で同居する家族がいる場合において、虚弱者又は年少者で構成されている世帯でごみを持ち出すことが困難な世帯
- (4) その他、市長が特に必要があると認めるもの。

(利用の申込み)

第4条 ふれあい訪問収集の利用を希望する世帯は、利用をしようとする世帯の構成員のほか、当該構成員以外の親族、当該構成員の日々の介護に係わる者及び民生委員等（以下「申込者等」という。）によって福島市ふれあい訪問収集利用申込書（様式第 1 号）により市長に、利用申込みを行うものとする。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の規定により申込みがあったときは、その内容を審査し、現地状況調査等を行ったうえ、ふれあい訪問収集の可否を決定し、福島市ふれあい訪問収集利用決定通知書（様式第 2 号）により当該申込者等に通知するものとする。

(収集するごみの排出方法等)

第6条 ふれあい訪問収集を利用する世帯は、原則として、家庭ごみを福島市が定めるごみの収集種別及び分別方法により分別し、その玄関先等に排出するものとする。

(収集日)

第7条 ふれあい訪問収集を実施する日は、利用世帯ごとに市長が定める。

(変更の届出)

第8条 利用世帯の申込者等は、氏名、住所その他当該利用者の状況に変更があったときは、福島市ふれあい訪問収集利用変更届出書(様式第3号。以下「変更届出書」という。)により市長に届け出なければならない。

(利用停止及び中止の届出)

第9条 利用世帯の申込者等は、長期不在その他の理由により、ふれあい訪問収集の利用を一時停止及び中止しようとするときは、変更届出書により市長に届け出なければならない。

2 利用世帯の申込者等は、ふれあい訪問収集の利用を再開しようとするときは、変更届出書により市長に届け出なければならない。

(利用の決定の取消し)

第10条 市長は、利用世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用世帯に係るふれあい訪問収集の利用の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に反してふれあい訪問収集を利用したとき。

(2) 第9条第1項の届出がないまま、長期不在の状況になったとき。

(3) その世帯員がごみの収集を行う者に危害を加え、又は危害を加えるおそれがあるとき。

(4) 前3号のほか、ふれあい訪問収集を利用させることが著しく困難であると市長が認めたとき。

(個人情報)

第11条 福島市は、ふれあい訪問収集の実施に際し収集した個人情報については、ふれあい訪問収集の実施に関する範囲で使用し、「福島市個人情報保護条例」の規定に従い適正に管理しなければならない。

2 職員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(賠償)

第12条 ふれあい訪問収集の実施に際して事故があった場合、従事した職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、福島市は責任を負わないものとする。

2 利用者の救命や救助を行うために、やむを得ず家屋や家財等を破損させた場合においては、福島市は責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

※様式第1号～第3号は略

附 則

この要綱は、平成18年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

福島市ごみ集積所設置費助成要綱

(目的)

第1条 市は、地域環境の美化及びごみ処理の適正化を促進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、ごみ集積所（以下「集積所」という。）を設置する本市の町内会等（以下「町内会等」という。）に対して、ごみ集積所設置費（以下「集積所設置費」という。）の一部を予算の範囲内で福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集積所 「福島市ごみ集積所設置等に関する要綱」に定める集積所
- (2) 集積所設置費 町内会等で集積所を設置及び整備した費用で土地の取得、借地等に要する経費は除く
- (3) 町内会等 町内会、町会、親和会等の名前のいかんを問わず、市が「町会等に対する交付金」を交付している住民の自治組織又は集積所の維持管理を行っている福島市衛生団体連合会加入の団体とするが、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、その活動を行っていると認められる組織も含む。

(助成対象)

第3条 助成金交付の対象となる集積所設置費は、その集積所が地域住民の総意によって設置されたものであって、その町内会等が自主的に設置するものであり、かつ、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 申請者は、集積所を設置した町内会等であること。
- (2) 設置場所は、ごみ収集作業と歩行者の安全が確保できる場所で、歩行者や車両の通行の妨げにならないよう集積所を当該町内会等が適正に維持管理すること。
- (3) 設置場所の土地所有者が、集積所設置について承諾をしていること。
- (4) 集積所設置に関し、利用者及び近隣者の合意を得ていること。
- (5) 各種法令を遵守した集積所であること。

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するものについては、助成対象としない。

- (1) 設置場所が道路（側溝を含む。）、水路、河川、公園等の上であるもの。
- (2) 住宅団地等の造成にあたり、造成者において造成時に設置される集積所であるもの。（その後の状況変化により、改築を要する場合を除く。）
- (3) 共同住宅の入居者のために、当該共同住宅の所有者において設置される集積所であるもの。

(4) 専ら国、地方公共団体、公社又は各種事業所の職員の住宅にあてるため住宅団地に設置される集積所であるもの。

(5) 過去5年間に集積所設置費助成金の交付を受けた集積所であるもの。

(助成基準)

第4条 助成金交付の対象となる集積所の設置基準は次に掲げるものとし、単に土地の上に石やプランター等の物を置くだけで範囲を区切るもの、土地の整地及び看板設置等に要した経費は助成対象としない。

(1) 木造・鉄製・ブロック造で製作されたもの又は、既製品として販売されている集積所であること。

(2) 風水雪害に耐えられ、移動しない強固なものであること。

(3) 景観や美観を損ねないものであること。

(助成額)

第5条 助成額は、設置価格の2分の1とし、1集積所につき5万円を限度とする。ただし、当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成金の様式等)

第6条 規則第4条第1項第1号及び第2号に定める書類の提出については、省略するものとする。

2 規則第4条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 公図(字限図)

(2) 設置場所の土地登記簿謄本

(3) 土地所有者の承諾書

(4) 必要経費見積書

(5) 現況写真

(6) その他に市長が必要と認める書類

(補助金の交付条件)

第7条 規則第7条の規定による決定の通知を受けた者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 交付決定の通知を受けてから集積所の設置を着工すること。

(2) 申請年度に属する3月10日までに規則第4条第1項の申請に係る集積所を設置すること。

(完了報告)

第8条 規則第14条の市長が認める書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 領収書原本

(2) 完成写真

(維持管理)

第9条 この要綱による助成金の交付を受けた者は、設置した集積所を常に清潔に保ち、施設の適正管理に努めなければならない。また、設置により紛争が生じたときは、当事者間において円満に解決すること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(福島市ごみ集積所設置費及びごみ散乱防止ネット購入費助成要綱の廃止)

2 福島市ごみ集積所設置費及びごみ散乱防止ネット購入費助成要綱（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成19年6月30日以前に申請があった助成金に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

福島市ごみ散乱防止ネット購入費助成要綱

(目的)

第1条 市は、地域環境の美化及びごみ処理の適正化を促進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、ごみ集積所（以下「集積所」という。）を設置する本市の町内会等（以下「町内会等」という。）に対して、ごみ散乱防止ネット（以下「ネット」という。）購入費の一部を予算の範囲内で福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集積所 「福島市ごみ集積所設置等に関する要綱」に定める集積所
- (2) ネット 町内会等が集積所において収集前のごみの散乱及び飛散を防止するために使用する網
- (3) 町内会等 町内会、町会、親和会等の名前のいかんを問わず、市が「町会等に対する交付金」を交付している住民の自治組織又は集積所の維持管理を行っている福島市衛生団体連合会加入の団体とするが、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、その活動を行っている認められる組織も含む。

(助成対象)

第3条 助成金交付の対象となるネットは、その集積所が地域住民の総意によって設置されたものであって、その町内会等が自主的に設置するものであり、かつ、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 申請者は、市長が認めて設置した集積所において使用するネットを購入した町内会等であること。
- (2) 設置場所は、ごみ収集作業と歩行者の安全が確保できる場所で、歩行者や車両の通行の妨げにならないようネットを当該町内会等が適正に維持管理すること。
- (3) 設置場所の土地所有者が、集積所設置について承諾をしていること。
- (4) 集積所設置に関し、利用者及び近隣者の合意を得ていること。
- (5) 過去5年間にネット購入費助成金の交付を受けていない集積所であること。

(助成額)

第4条 助成額は、購入価格の2分の1とし、1集積所につき3千円を限度とする。ただし、当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第1項第1号及び第2号に定める書類の提出については、省略するものとする。

2 規則第4条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 集積所の位置図

- (2) 領収書原本
- (3) 現況写真（ネット設置のもの）
- (4) その他に市長が必要と認める書類

（交付手続き）

第6条 規則第4条の交付申請は規則第14条の実績報告と併合するものとする。また規則第5条及び規則第7条の交付決定、通知は、第15条の額の確定、通知と併合するものとする。なお、規則第14条の実績報告は領収書の提出で代えるものとする。

（維持管理）

第7条 この要綱による助成金の交付を受けた者は、ネットを常に清潔に保ち、施設やネットの適正管理に努めなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

（福島市ごみ集積所設置費及びごみ散乱防止ネット購入費助成要綱の廃止）

2 福島市ごみ集積所設置費及びごみ散乱防止ネット購入費助成要綱（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 平成19年6月30日以前に申請があった助成金に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

福島市産業廃棄物処理指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。）、福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成30年条例第25号。以下「条例」という。）及び福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成30年規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- 三 処理 収集、運搬又は処分をいう。
- 四 処分 中間処理又は最終処分をいう。
- 五 中間処理 最終処分又は再生利用に先立って行われる人為的な操作をいう。
- 六 最終処分 埋立てをいう。
- 七 事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- 八 収集・運搬業者 産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うため、法第14条第1項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項又は法第14条の5第1項の許可を受けた者をいう。
- 九 中間処理業者 産業廃棄物の中間処理を業として行うため、法第14条第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第6項又は法第14条の5第1項の許可を受けた者をいう。
- 十 最終処分業者 産業廃棄物の最終処分を業として行うため、法第14条第6項、法第1

4条の2第1項、法第14条の4第6項又は法第14条の5第1項の許可を受けた者をいう。

十一 処理業者 収集・運搬業者又は処分業者をいう。

十二 処分業者 中間処理業者又は最終処分業者をいう。

十三 特定産業廃棄物 産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（シュレッターダスト及び液状の廃プラスチック類に限る。）、鉍さい若しくはばいじん又はこれらの産業廃棄物の最終処分をするために中間処理したものをいう。

十四 有害物質 アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機りん化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンをいう。

十五 産業廃棄物処理施設 政令第7条各号に掲げる施設をいう。

十六 縦覧等を要する産業廃棄物処理施設 政令第7条の2に規定する施設をいう。

十七 中間処理施設 政令第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設その他の産業廃棄物の中間処理を行う施設をいう。

十八 指定処理施設 産業廃棄物処理業の用に供する中間処理施設であって、政令第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設以外のものをいう。

十九 最終処分場 政令第7条第14号に掲げる施設をいう。

（市の責務）

第3条 市は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、事業者及び処理業者を指導し、監督するとともに、処理業者の団体の健全な育成及び指導に努めるものとする。

2 市は、市内における産業廃棄物の発生量、処理状況等を定期的に調査し、その適正な処理が行われるよう努めるものとする。

3 市は、福島県との密接な連携を図り、その協力を得て、産業廃棄物の不法投棄等を防止するための監視及び指導に努めるとともに、産業廃棄物に関する苦情及び不法投棄等の事件等への適切な対応に努めるものとする。

（事業者及び処理業者の責務）

第4条 事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理を行う場合には、法、政令、省令、最終処分基準省令、条例及び規則の規定によるほか、この要綱の規定を遵守するものとする。

第2章 事業者及び処理業者の処理

(産業廃棄物指定処理責任者等)

第5条 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条において同じ。）を処理するために指定処理施設（その設置に第15条第1項の規定による届出を要しない指定処理施設を除く。）が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物指定処理責任者を置かなければならない。ただし、法第12条第8項の規定により産業廃棄物処理責任者を置く事業場若しくは自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場又は自ら産業廃棄物指定処理責任者となる事業場については、この限りでない。

2 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、法第12条第8項の規定により産業廃棄物処理責任者を置く事業場若しくは自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場、前項の規定により産業廃棄物指定処理責任者を置く事業場若しくは自ら産業廃棄物指定処理責任者となる事業場又は自ら産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

(産業廃棄物の保管)

第6条 事業者は、その産業廃棄物が処理されるまでの間、省令第8条又は省令第8条の13に規定する保管基準によるほか、産業廃棄物の種類ごとに区分して保管するものとする。

2 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬を行う場合において、当該産業廃棄物の保管をしようとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、あらかじめ、その保管をしようとする場所ごとに、その旨を市長に届け出なければならない。なお、届出の対象となる保管は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 保管の用に供する場所の面積が300平方メートル以上の場所において行われる、建設工事（法第21条の3第1項に規定する建設工事をいう。）に伴い生ずる産業廃棄物の保管

二 法第14条第1項又は第6項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管

三 産業廃棄物処理施設において行われる保管

四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第

65号)第8条第1項(同法第15条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

3 非常災害のために必要な応急措置として行う場合において、自らその産業廃棄物の運搬を行うときに前項に規定する保管をした事業者は、当該保管をした日から起算して14日以内に、その保管をした場所ごとに、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第2項又は第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第1号による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物の保管の場所の所在地

三 保管をする産業廃棄物の種類

四 保管をすることができる産業廃棄物の数量

五 保管の場所の管理者の氏名及び連絡先

六 保管の場所においてその用に供する土地の面積

七 屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては、保管をすることができる産業廃棄物の高さ(省令第8条第2号ロ又は第8条の13第2号ロに規定する高さのうち最高のものをいう。)

八 保管開始年月日

5 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 保管の場所においてその用に供する土地に係る登記事項証明書その他当該土地の所有権を有することを証する書類

二 保管の場所においてその用に供する土地が届出者の所有する土地でない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書の写しその他当該土地を使用する権原を有することを証する書類

三 保管の場所の利用計画を明らかにする平面図

四 保管の場所の付近の見取図

6 第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第4項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

7 前項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第2号による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物の保管の場所の所在地

三 変更する内容

四 変更予定年月日

五 変更する理由

8 第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第4項第1号若しくは第5号から第8号までに掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る保管の場所において産業廃棄物の保管を行わなくなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

9 前項の規定による変更または保管を行わなくなった旨の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第3号による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物の保管の場所の所在地

三 変更した内容

四 変更した（保管を行わなくなった）年月日

五 変更した（保管を行わなくなった）理由

10 第6項から第9項までの規定は、第3項の規定による届出をした者について準用する。
（事業者の産業廃棄物処理）

第7条 事業者は、産業廃棄物の性状、組成等をあらかじめ調査の上把握しておくものとする。

この場合において、特定産業廃棄物については、その発生源別に別表第1の左欄に掲げる産業廃棄物の種類ごとに、同表右欄に掲げる分析試験を別表第2に定める分析試験の方法により行うものとする。ただし、市が当該分析試験を行う必要がないと認めた特定産業廃棄物にあっては、この限りでない。

2 前項に規定する分析試験は、次に掲げる頻度で実施するものとし、当該分析試験の試験結果成績書は、5年間保存するものとする。

一 同一の製造又は加工の工程であって、同一の原料を使用し、かつ、同質の産業廃棄物を反復継続して排出する場合には、年1回以上

二 製造若しくは加工の工程又は使用原料を変更した場合には、当該変更の都度

三 前2号に規定する場合以外の場合には、産業廃棄物を排出する都度

3 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、帳簿を備え、当該産業廃棄物の処理について次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、法第12条第13項において準用す

る法第7条第15項の規定により帳簿を備えることとされる事業場については、この限りでない。

運搬	一 運搬年月日 二 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 三 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
運搬の委託	一 委託年月日 二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 三 運搬先ごとの委託量
処分	一 処分年月日 二 処分方法ごとの処分量 三 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	一 委託年月日 二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 三 受託者ごとの委託の内容及び委託量

4 前項本文の帳簿は、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

5 第3項本文の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存するものとする。

6 事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合には、政令第6条の2又は政令第6条の6に規定する基準のほか次によるものとする。

一 委託しようとする処理業者が設置している産業廃棄物の処理施設の現況等について、実際に調査を行い、処理を委託しようとする産業廃棄物が遅滞なくかつ適正に処分できる状態であることを確認した上で、委託契約を締結すること。

二 産業廃棄物の収集又は運搬を処理業者に委託した場合には、搬出の都度、運搬車両が当該処理業者のものであることを確認するとともに、適正な処理に必要な指示を行うこと。

三 産業廃棄物の処理を委託した後において、その処理が適正に行われるように当該処理業者の処理の状況を実地調査により確認し、その処理が適正でないと認めたときは、当該処理業者に対し適正な処理を行うように指示すること。

四 委託料金は、収集又は運搬の料金と処分の料金をそれぞれの処理業者に別個に支払うこと。ただし、収集又は運搬及び処分を同一の処理業者に委託する場合はこの限りでない。

（産業廃棄物処理票）

第8条 事業者（中間処理業者を含む。以下この条において同じ。）は、自らその産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。以下この条において同じ。）の運搬又は運搬及び処分を行う場合（当該事業者が市外の事業場で生じた産業廃棄物の運搬を行う場合において、市内において当該産業廃棄物の積替え又は保管を行わないときを除く。）には、次項から第9項までに定める手続に従い、その運搬又は運搬及び処分を行うことにより、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程において適正に処理しなければならない。

2 前項の規定により産業廃棄物の運搬又は運搬及び処分を行う場合には、当該産業廃棄物を生ずる事業場の管理者は、当該運搬に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬に従事する者（以下「運搬従事者」という。）に対し、産業廃棄物処理票（以下単に「処理票」という。）を次により交付しなければならない。

一 当該産業廃棄物の種類ごとに交付すること。

二 引渡しに係る当該産業廃棄物の運搬先が2以上である場合にあっては、運搬先ごとに交付すること。

三 当該産業廃棄物の運搬の用に供する車両が2以上である場合にあっては、車両ごとに交付すること。

四 当該産業廃棄物の種類、数量及び運搬従事者の氏名が処理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

五 交付した処理票の写しを、運搬従事者（二次運搬従事者を含む。）又は運搬先の産業廃棄物の処理施設の管理者から処理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

3 前項の処理票の様式は、様式第4号によるものとし、当該運搬に係る産業廃棄物の種類及び数量、当該運搬を行う事業者の氏名又は名称及び住所、運搬従事者の氏名その他次に掲げる事項を記載することとする。

一 処理票の交付年月日及び交付番号

二 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地

三 処理票交付者の氏名

四 産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の名称及び所在地

五 産業廃棄物の荷姿

六 事業者が自ら設置する産業廃棄物の処理施設で処分を行う場合には、当該施設の名称及び所在地並びに当該施設について法第15条第1項の許可を受けている場合には、当該許

可の年月日及び許可番号

七 産業廃棄物の運搬の用に供する車両に係る自動車登録番号又は車両番号

- 4 運搬従事者は、産業廃棄物の運搬を終了したとき（当該産業廃棄物の積替え又は保管の場所への運搬を終了したときを除く。）は、第2項の規定により交付された処理票に次の事項を記載し、当該運搬に係る産業廃棄物の引渡しと同時に運搬先の産業廃棄物の処理施設の管理者に当該処理票を回付しなければならない。ただし、当該運搬の終了後当該産業廃棄物の処分が他人に委託される場合又は当該産業廃棄物の運搬先が市外の産業廃棄物の処理施設である場合にあっては、運搬を終了した日から10日以内に、第2項の規定により処理票を交付した者（以下「処理票交付者」という。）に当該処理票の写しを送付しなければならない。

一 運搬従事者の氏名

二 運搬を終了した年月日

- 5 運搬先の産業廃棄物の処理施設の管理者は、引き渡された産業廃棄物の処分を終了したときは、前項本文の規定により回付された処理票に次の事項を記載し、処分を終了した日から10日以内に、処理票交付者に当該処理票の写しを送付しなければならない。

一 産業廃棄物の処理施設の管理者の氏名

二 処分を担当した者の氏名

三 処分を終了した年月日

- 6 処理票交付者は、第4項ただし書又は前項の規定による処理票の写しの送付を受けたときは、産業廃棄物の運搬又は処分が終了したことを当該処理票の写しにより確認し、かつ、当該処理票の写しを当該送付を受けた日から五年間保存しなければならない。

- 7 運搬従事者は、産業廃棄物の積替え又は保管の場所への運搬を終了したときは、第2項の規定により交付された処理票に次の事項を記載し、速やかに、当該産業廃棄物の積替え又は保管の場所の管理者に当該処理票を回付しなければならない。

一 運搬従事者の氏名

二 運搬を終了した年月日

- 8 産業廃棄物の積替えまたは保管の場所の管理者は、前項の規定による処理票の回付を受けたときは、当該産業廃棄物が再び運搬される際に、次に掲げる事項を処理票に記載して、当該産業廃棄物の運搬に従事する者（次項において「二次運搬従事者」という。）に当該処理票を回付しなければならない。

一 産業廃棄物の積替え又は保管の場所の管理者の氏名

二 積替え又は保管を終了した年月日

9 第4項の規定は、二次運搬従事者について準用する。この場合において、同項中「第2項の規定により交付された」とあるのは「前項の規定により回付された」と読み替えるものとし、二次運搬従事者は、処理票に次の事項を記載することとする。

一 二次運搬従事者の氏名

二 運搬を終了した年月日

(処理業者の産業廃棄物処理)

第9条 処理業者は、事業者から産業廃棄物の処理を受託する場合には、あらかじめ、当該産業廃棄物の種類、性状等を記載した書面（特別管理産業廃棄物の処理を受託する場合には、政令第6条の6第1号に規定する文書）及び第7条第2項の分析試験の試験結果成績書の提出を求め、当該産業廃棄物が法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の規定により自らが受けている産業廃棄物処理業の許可の事業の範囲内で適正に処理できるものであることを確認するものとする。

第3章 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議

(事業計画書の提出)

第10条 次に掲げる縦覧等を要する産業廃棄物処理施設を設置し、又は変更（法第15条の2の6第1項の許可を要するものに限る。以下この条及び第14条において同じ。）しようとする者（以下この条及び次条において「設置等予定者」という。）は、あらかじめ、産業廃棄物処理施設設置等事業計画書（様式第5号。以下「事業計画書」という。）を必要部数作成し、市長に提出するものとする。

一 事業者自らが設置する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設（ただし、事業者が事業場の敷地内に設置する政令第7条第3号、第5号、第8号、第10号の2及び第11号の2から第13号の2までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く。）

二 処分業者又は産業廃棄物の処分を業として行おうとする者が設置する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設

2 前項の事業計画書には、別表第3に掲げる書類等を添付するものとする。

3 設置等予定者は、事業計画書に係る産業廃棄物処理施設の設置又は変更の計画の立案に当たっては、法令に定める基準のほか、別に定める「産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準」を遵守するものとする。

- 4 市長は、市の境界付近に産業廃棄物処理施設の設置等を予定する事業計画書の提出を受けたときは、必要に応じて隣接市町村の長に当該事業計画書を送付し、周辺環境への影響の有無、地元住民等の調整状況及び関係法令等との整合性について、様式第6号により当該市町村の意見を求めるものとする。
- 5 市長は、第1項の事業計画書の提出を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告するものとする。
- 一 設置等予定者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 - 二 縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の設置等予定地区
 - 三 縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の種類
 - 四 処理する産業廃棄物の種類
 - 五 縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- 6 市長は、必要に応じて縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の設置等予定地の調査を実施し、関係各部局課等の意見を踏まえ、当該縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の設置又は変更に当たって必要な事項を設置等予定者に通知するものとする。
- 7 設置等予定者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る事項に対する必要な措置を講じるための地元住民、関係各部局課等との調整、協議等（以下「調整等」という。）を自らの責任において行い、調整等が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。
- 8 市長は、第6項の規定による通知をしてから3年以内に調整等が終了していない事業計画については、設置等予定者が当該計画を廃止したものとみなして、その事業計画書を返戻するものとする。

（環境影響調査の実施）

- 第11条 市長は、前条第7項の規定による調整等の結果の報告を受けた場合において、その内容を踏まえ事業計画書の内容に支障がないと認められるときは、環境影響調査（環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は福島県環境影響評価条例（平成10年福島県条例第64号）に規定する対象事業にあっては、同法又は同条例に規定する環境影響評価）の実施について設置等予定者に通知するとともに、その旨を関係各部局課等及び前条第4項の規定により意見を求めた市町村がある場合にあっては当該市町村の長に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた設置等予定者は、別に定める「産業廃棄物処理施設等の立

地等に関する基準」に基づき、産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響について必要な調査を行い、当該調査の結果等を記載した書類（以下「環境影響調査書」という。）を作成するものとする。ただし、その事業に係る環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例に規定する環境影響評価書を作成する者については、この限りでない。

（事前協議書の提出等）

第12条 次に掲げる産業廃棄物処理施設又は指定処理施設（以下「産業廃棄物処理施設等」という。）を設置し、又は変更（法第15条の2の6第1項の許可を要するもの又は第15条第1項の軽微な変更以外のものに限る。以下この条において同じ。）しようとする者（以下この条及び第13条において「設置等予定者」という。）は、産業廃棄物処理施設等設置（変更）事前協議書（様式第7号。以下「事前協議書」という。）を必要部数作成して、市長に提出し、協議するものとする。

一 事業者自らが事業場の敷地以外の場所に設置する政令第7条第1号、第2号、第4号、第6号、第7号、第8号の2から第10号まで及び第11号に掲げる産業廃棄物処理施設

二 処分業者又は産業廃棄物の処分を業として行おうとする者が設置する中間処理施設（縦覧等を要する産業廃棄物処理施設を除く。）

三 前条第1項の規定による通知を受けた者が設置する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設

2 前項の事前協議書には、別表第4に掲げる書類等を添付するものとする。

3 設置等予定者は、事前協議書に係る産業廃棄物処理施設等の設置又は変更の立案に当たっては、法令に定める基準のほか、別に定める「産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準」、「産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準」及び「産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。また、指定処理施設においては、次の基準についても遵守するものとする。

一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

二 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

三 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

四 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

五 施設から排水を放流する場合には、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

六 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

七 前項までに掲げるもののほか、別表第5のとおりとする。

4 市長は、事前協議書の受付に当たっては、設置等予定者の廃棄物の処理に関する業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに相当の理由がある場合には、設置等予定者の事前協議書を受け付けないものとする。

5 市長は、事前協議書を受け付けたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告するものとする。

一 設置等予定者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区

三 産業廃棄物処理施設等の種類

四 処理する産業廃棄物の種類

五 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

6 市長は、第1項第1号及び第2号に掲げる施設については、必要に応じて当該施設の設置等予定地の調査を実施し、関係各部局課等の意見を踏まえ、当該施設の設置又は変更に当たって必要な事項を設置等予定者に通知するものとする。

7 第1項第1号及び第2号に掲げる施設の設置等予定者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る事項に対する必要な措置を講じるための地元住民、関係各部局課等との調整等を自らの責任において行い、調整等が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

8 市長は、前項の規定による調整等の結果の報告を受けた場合において、その内容を踏まえ事前協議書の内容に支障がないと認められるときは、その旨を設置等予定者に通知するとともに、その旨を関係各部局課等に通知するものとする。

9 市長は、受け付けられてから2年以内に調整等が終了していない事前協議書については、設置等予定者が当該事前協議に係る計画を廃止したものとみなして、これを返戻するものとする。

（連絡協議会）

第13条 市長は、前条第1項第3号に掲げる施設の設置等予定者に対し、適切な指導を行うため、関係各部局課等からなる福島市廃棄物処理施設連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置するものとする。

- 2 連絡協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。
- 3 市長は、必要に応じて連絡協議会を開催し、当該連絡協議会において事前協議書の内容につき関係法庁等に基づく手続きを把握し、調整するものとする。
- 4 市長は、連絡協議会における調整の結果を踏まえ事前協議書の内容に支障がないと認められるときは、その旨を設置等予定者に通知するとともに、その旨を関係各部局課等に通知するものとする。

第4章 申請及び届出

(産業廃棄物処理施設の設置等の許可の申請)

第14条 産業廃棄物処理施設であつて、第12条第1項各号に掲げるものを設置し、又は変更しようとする者は、第12条第8項又は前条第4項の規定による通知を受けた後に法第15条第2項又は法第15条の2の6第2項の申請書を提出するものとする。

(指定処理施設の設置等の届出等)

第15条 指定処理施設を設置し、又は変更（軽微な変更（次の各号のいずれにも該当しないものをいう。）であるものを除く。）しようとする者は、第12条第8項の規定による通知を受けた後に指定処理施設設置計画届出書（様式第8号）又は指定処理施設変更計画届出書（様式第9号）により、その旨を市長に届け出るものとする。

一 処理能力（当該処理能力についてこの項の規定による変更の届出をし、第3項の受理書を交付されたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であつて、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するに至るもの

二 位置に係る変更

三 処理方式に係る変更

四 構造及び設備に係る変更であつて、当該変更に伴う設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの

五 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に係る変更（排ガス又は排水の排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）又は量の増大に係る変更に限る。）

六 維持管理に関する計画に係る変更（排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の変更であつて、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更であつて、当該変更によって頻度が高くなるもののみを行う場合

を除く。)

- 2 前項の規定による届出に係る添付書類は、別表第4の3の表又は別表第4の4の表に掲げる書類(各表1に掲げる届出書を除く。)とし、第12条第2項の規定により事前協議書に添付した書類等については、省略することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による届出を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認められる場合には、速やかに受理書(様式第10号)を交付するものとする。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、前項の受理書が交付された後でなければ、当該届出に係る指定処理施設を設置し、又は変更してはならない。

(指定処理施設に係る報告及び検査等)

第16条 前条第1項の規定による届出をし、同条第3項の受理書を交付された者は、当該届出に係る設置又は変更の工事が終了したときは、その終了した日から10日以内に、指定処理施設設置(変更)工事終了報告書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の報告書が提出されたときは、原則として確認検査を実施し、前条第1項の届出書に記載した設置又は変更に関する計画に適合していると認められる場合には、速やかに指定処理施設設置(変更)確認書(様式第12号)を交付するものとする。

(指定処理施設の承継)

第17条 第15条第1項の規定による届出をした者から当該届出に係る指定処理施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第15条第1項の規定による届出をした法人について合併があったとき(当該届出をした法人とそれ以外の法人が合併する場合において、当該届出をした法人が存続するときを除く。)又は分割があったとき(当該届出に係る指定処理施設を承継させる場合に限る。)は、合併後存続する法人、合併により設立される法人又は分割により当該指定処理施設を承継する法人は、当該届出をした法人の地位を承継する。
- 3 第15条第1項の規定による届出をした者について相続があったときは、相続人は当該届出をした者の地位を承継する。
- 4 前3項の規定により第15条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、指定処理施設承継届出書(様式第13号)を市長に提出するものとする。
- 5 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第1項の規定により地位を承継した者にあつては、省令第5条の11第2項に規定する

書類

二 第2項の規定により地位を承継した法人にあつては、省令第5条の12第2項に規定する書類

三 第3項の規定により地位を承継した相続人にあつては、省令第6条第2項に規定する書類

(移動式産業廃棄物処理施設等の設置場所の届出)

第18条 事業者は、産業廃棄物の中間処理のため、移動式産業廃棄物処理施設等を産業廃棄物の発生場所等に設置しようとする時は、当該場所等において処理を開始する日の10日前までに、移動式産業廃棄物処理施設等設置場所(変更)届出書(様式第14号)を市長に提出するものとする。

(最終処分場に係る報告及び検査)

第19条 最終処分場に係る法第15条第1項の許可又は法第15条の2の6第1項の変更の許可を受けた者は、当該最終処分場の埋立法面の造成工事を終了したときは、その終了した日から10日以内に、産業廃棄物最終処分場埋立法面造成工事終了報告書(様式第15号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の報告書が提出されたときは、当該埋立法面の確認検査を実施するものとする。

(廃止の届出等)

第20条 指定処理施設の設置者は、当該指定処理施設を廃止し、若しくは休止し、又は休止した当該指定処理施設を再開したときは、遅滞なく、指定処理施設廃止(休止・再開)届出書(様式第16号)を市長に提出するものとする。

2 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設の廃止又は休止の届出は、省令第12条の10の2第1項の届出書に、次に掲げる事項についての当該届出に係る産業廃棄物処理施設の現状を明らかにする写真並びに当該写真を撮影した際の撮影者の位置及び撮影箇所を記載した平面図を添付して行うものとする。

一 当該産業廃棄物処理施設内に処理を行うべき産業廃棄物が残存していないこと。

二 当該産業廃棄物処理施設の外に、産業廃棄物が飛散し、及び流出していないこと。

三 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。

3 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の規定による最終処分場の廃止の確認を受けるために提出する省令第12条の11の2第1項の申請書には、次に掲げる

事項について遵守する旨を記載した最終処分場の跡地所有者の誓約書を添付するものとする。

- 一 産業廃棄物の埋立期間、埋め立てられた産業廃棄物の種類及び種類ごとの産業廃棄物の埋立量の記録を、当分の間保存すること。
- 二 吹付けアスベスト、アスベスト保温材料等の飛散性アスベストを含む産業廃棄物が埋め立てられた場合には、事業者、埋立時期、埋立方法、埋立量、埋立場所を示す平面配置図及び断面図、最終処分場の管理者並びに法第 21 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設に係る技術管理者を記載したアスベスト廃棄物の管理記録を永久に保存すること。
- 三 跡地利用に際しては、産業廃棄物を掘り起こして悪臭、水質汚濁、大気汚染等を生じさせたり、基礎杭の打設等により遮水工を破壊し地下水汚染を生じさせたりしないよう注意すること。
- 四 土地の権利移動の際には、新たな権利者へ第 1 号及び第 2 号に規定する記録等を引き継ぐこと。

(事故時の措置)

第 21 条 事業者又は処理業者は、産業廃棄物処理施設等、保管施設その他これらの関連施設において、故障、破損その他の理由により事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに市長に通報し、事故の状況、応急措置の方法等について、速やかに産業廃棄物処理施設等事故発生報告書（様式第 17 号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、市長が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を採るべきことを指示したときは、事業者及び処理業者はこれに従うものとする。
- 3 事業者及び処理業者は、事故の復旧工事が完了したときは、速やかに産業廃棄物処理施設等事故復旧完了報告書（様式第 18 号）を市長に提出するものとする。

第 5 章 産業廃棄物処理施設等の維持管理

(産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準の遵守)

第 22 条 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に当たっては、省令第 12 条の 6 及び省令第 12 条の 7 又は最終処分基準省令第 2 条第 2 項に規定する維持管理の技術上の基準によるほか、別に定める「産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。

- 2 指定処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に当たっては、次の基準によるほか、別に定める「産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。
 - 一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなる

- よう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- 二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
 - 三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
 - 四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
 - 五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
 - 六 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
 - 七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
 - 八 施設から排水を放流する場合には、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
 - 九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。
 - 十 前項までに掲げるもののほか、別表第6のとおりとする。

(旧型最終処分場の管理)

第23条 旧型最終処分場（政令第7条第14号に規定する最終処分場であつて昭和52年3月15日前に設置されたものをいう。）の管理者は、当該旧型最終処分場からの浸出水等により生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある場合には、最終処分基準省令第2条第1項に規定する基準に準じて構造を改善するほか、同条第2項に規定する基準に準じて維持管理を行うものとする。

(維持管理に関する情報の提供)

第24条 産業廃棄物処理施設の設置者（縦覧等を要する産業廃棄物処理施設について法第15条第1項の許可を受けた者を除く。）は、法第15条の2の3第1項の環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る法第15条第2項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について法第15条の2の6第1項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い行う維持管理の状況に関する情報を、地域住民等に対し積極的に提供するよう努めなければならない。

(記録と閲覧)

第25条 指定処理施設の設置者（焼却施設である指定処理施設について第15条第1項の規定による届出をした者に限る。）は、当該指定処理施設の維持管理に関する次の事項を記録し、これを当該指定処理施設（当該指定処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、

当該指定処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

一 別表第6の四の項から七の項までの上欄に掲げる施設 次に掲げる事項

ア 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ 別表第6の四の項下欄6、8、11及び18の規定による測定(同表五の項から七の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項

(ア) 当該測定を行った位置

(イ) 当該測定の結果の得られた年月日

(ウ) 当該測定の結果

ウ 別表第6の四の項下欄9の規定によるばいじんの除去(同表五の項から七の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合のばいじんの除去を含む。)を行った年月日

エ 別表第6の四の項下欄13の規定による測定(同表五の項から七の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項

(ア) 当該測定に係る排ガスを採取した位置

(イ) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(ウ) 当該測定の結果の得られた年月日

(エ) 当該測定の結果

二 別表第6の八の項から十一の項までの上欄に掲げる施設 次に掲げる事項

ア 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ 別表第6の八の項下欄4及び6の規定による測定(同表九の項から十一の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項

(ア) 当該測定を行った位置

(イ) 当該測定の結果の得られた年月日

(ウ) 当該測定の結果

ウ 別表第6の八の項下欄7の規定によるばいじんの除去(同表九の項から十一の項までの下欄の規定によりその例によることとされる場合のばいじんの除去を含む。)を行った年月日

エ 別表第6の八の項下欄9の規定による測定(同表九の項から十一の項までの下欄の規

定によりその例によることとされる場合の測定を含む。)に関する次に掲げる事項

(ア) 当該測定に係るガスを採取した位置

(イ) 当該測定に係るガスを採取した年月日

(ウ) 当該測定の結果の得られた年月日

(エ) 当該測定の結果

2 記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める日までに備え置くこと。

一 前項第一号ア及び第二号アに掲げる事項 翌月の末日

二 前項第一号イ及びエ並びに第二号イ及びエに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

三 前項第一号ウ及び第二号ウに掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日

3 記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

4 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

(埋立処分する産業廃棄物の一部保管)

第26条 産業廃棄物処理施設の設置者は、産業廃棄物（燃え殻、汚泥及びばいじんに限る。

以下この条において同じ。）を埋立処分する場合において、当該産業廃棄物はその処分を受託したものであるときは当該産業廃棄物の処分の委託者及び種類ごとに、当該産業廃棄物が自らその処分を行うものであるときは当該産業廃棄物の種類ごとに、容器に納めた産業廃棄物の性状が外部から確認することができる程度に透明な容量200m³以上の容器に半分以上の量を納め、当該容器に埋立処分した産業廃棄物の種類及び処分年月日、当該産業廃棄物を生じた事業者の氏名又は名称並びに当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地を表示し、当該埋立処分に係る産業廃棄物処理施設が廃止されるまでの間、これを保管しなければならない。

2 産業廃棄物処理施設の設置者は、前項の規定により保管されている産業廃棄物を、当該産業廃棄物処理施設（当該産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該産業廃棄物の埋立処分に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(立入検査)

第27条 市長は、法第19条第1項、自動車リサイクル法第131条第1項、浄化槽法第53条第2項、条例第54条第1項に規定する立入検査のほか、この要綱の必要な限度において

て、その職員に、事業者その他必要と認める者の同意のもと、その土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量若しくは適正な処理又は生活環境の清潔の保持若しくは美化に関し、業務の状況又は帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に自らその産業廃棄物の運搬を行う場合において、当該産業廃棄物を保管している事業者については、その者を第6条第2項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する産業廃棄物を保管しようとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成30年4月30日までに」と読み替えるものとする。
- 3 第6条第3項（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定は、この要綱の施行の日以後に非常災害のために必要な応急措置として行う場合において、同項に規定する保管をした事業者について適用する。
- 4 この要綱の施行日前に指定処理施設の設置又は変更（第15条第1項の軽微な変更であるものを除く。）につき福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（平成16年福島県条例第17号）第32条第1項又は第36条第1項の許可を受けた者は、第15条第1項の規定による届出をしたものとみなす。
- 5 この要綱の施行日前に福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成2年福島県告示第338号）の規定によってなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

※別表第1号～第6号及び様式第1号～第18号は略

福島市廃棄物処理施設設置専門委員要綱

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条の2第3項（第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条の2第3項（第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可をする場合に、専門的知識を有する者から意見を聴くため、福島市廃棄物処理施設設置専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。

(職務)

第2条 専門委員は、市長の依頼に応じ、法に規定する廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に係る次に掲げる事項について専門的見地から意見を述べるものとする。

- 一 当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全又は周辺の施設であって当該施設の利用者の特性に照らして生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められるものに対する適正な配慮の有無
- 二 前号に掲げる事項のほか、市長が当該廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可に当たり適正な配慮が必要であると認める事項

(委嘱)

第3条 専門委員は、次の事項について専門的知識を有する者から、5人以内で市長が委嘱する。

- 一 廃棄物の処理
- 二 大気汚染
- 三 水質汚濁
- 四 騒音
- 五 振動
- 六 悪臭

- 七 前各号に掲げるもののほか、市長が廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可に当たり適正な配慮が必要であると認める事項

2 専門委員の委嘱は、原則として意見を聴くたびに、市長が就任を依頼することにより行うものとする。

(意見聴取の手続)

第4条 市長は、専門委員から意見を聴取する際には、あらかじめ、当該意見を聴取する廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可に係る次に掲げる書類のうち、当該専門委員が意見を述べるために必要と認められるものの写しを提示するものとする。

- 一 申請書及び添付書類
- 二 生活環境影響調査書又は生活環境影響評価書
- 三 法第8条第6項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）及び法第15条第6項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定により利害関係者から提出された意見書
- 四 前各号に掲げるもののほか、専門委員が意見を述べるために市長が必要と認める書類

2 意見の聴取は、専門委員から意見書の提出又は会議により行うものとする。

（会議）

第5条 市長は、専門委員からの要請に基づき、又は必要があると認めるときは、専門委員による会議を開催することができる。

2 前項の会議には、専門委員の互選により座長を置き、座長が会議を主宰する。

（庶務）

第6条 専門委員に関する事務は、環境部廃棄物対策課において行う。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

福島市県外産業廃棄物処理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県廃棄物処理計画の方針に基づき、福島県の区域外の事業場で発生した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物等」という。）を福島市の区域内で処分しようとする場合に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

(県外産業廃棄物等の処分の記録)

第3条 県外産業廃棄物等を福島市の区域内で処分をしようとする産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者（以下「産業廃棄物処分業者等」という。）は、次に掲げる事項を記録し、当該産業廃棄物処理施設に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じてその写しを提供しなければならない。

- 一 排出事業者の氏名又は名称
- 二 排出事業場の名称及び所在地
- 三 県外産業廃棄物等の種類及び年間処分量

(県外産業廃棄物等処理実績報告書の提出)

第4条 産業廃棄物処分業者等は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における県外産業廃棄物等の処分の状況を記載した県外産業廃棄物等処理実績報告書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(県外の事業者等の協力)

第5条 その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者及び産業廃棄物処分業者等は、当該事業場で生じた県外産業廃棄物等を市内の産業廃棄物処理施設で処分しようとするときは、法第五条の五第一項の規定により福島県が定める廃棄物処理計画（以下「廃棄物処理計画」という。）のほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する県の施策に積極的に協力しなければならない。

(産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の分別保管)

第6条 産業廃棄物処分業者等は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「産業廃棄物等」という。）の処分を行う場合において、当該産業廃棄物等を保管するときは、県内の事業場で生じた産業廃棄物と県外の事業場で生じた産業廃棄物とを分別して保管し、その状況が、外部から容易に識別することができるようにしておかなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

福島市不法投棄等の防止に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不法投棄その他廃棄物の不適正な処理を防止することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- 二 不法投棄 法第16条の規定に違反して、みだりに廃棄物を捨てることをいう。
- 三 不法投棄等 不法投棄をすること、法第6条の2第2項及び第3項の処理基準並びに法第12条第1項及び法第12条の2第1項の処理基準に違反して廃棄物を不適正に保管し、又は法第16条の2に違反して野焼きをすることその他法令等の規定に違反して廃棄物を不適正に処理することをいう。
- 四 不法投棄者等 不法投棄等をした者をいう。
- 五 不法投棄物等 不法投棄等をされた廃棄物及びこれらの廃棄物からの浸出液等によって汚染された周辺の土壌等をいう。

(防止のための対策)

第3条 市は、不法投棄等を防止するため、次に掲げる対策を講じるものとする。

- 一 不法投棄監視員（以下「監視員」という。）の設置
 - 二 不法投棄が行われやすいと認める箇所への不法投棄の防止の立看板の設置
 - 三 公共用地における不法投棄の防止のための防護柵の設置
- 2 市は、前項各号に掲げるもののほか、市民に対し、不法投棄等の防止及び不法投棄等の通報等について、広報紙等により協力を依頼するものとする。
- 3 市は、市民、事業者及び関係機関との協力体制を確立して、不法投棄等の防止に関する施策の推進に努めるものとする。
- 4 市は、不法投棄等を防止するため、国、県及びその他関係機関に対し、協力を要請するものとする。

(監視員)

第4条 別表左欄に掲げる地区に、それぞれ同表右欄に定める数の監視員を置く。

2 監視員の業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 不法投棄等の監視活動
 - 二 不法投棄等に関する市への通報
 - 三 不法投棄等を行った者又は行おうとしている者に対する指導勧告
 - 四 不法投棄等が行われた場所又は行われやすい場所の占有者等に対する不法投棄等防止策についての指導助言
 - 五 担当地区内の住民等に対する不法投棄等防止に関する啓発活動の実施
 - 六 その他廃棄物の不法投棄等防止に関する必要な業務
- 3 監視員は次の各号に該当する者で、別表左欄に掲げる地区の住民の中から市長が委嘱する。

- 一 担当する区域内において、定期的に委嘱業務の遂行ができる者
 - 二 廃棄物の適正な処理等の指導者としてふさわしい者
 - 三 継続して委嘱する場合は、前各号のほか前回の業務遂行状況が良好であった者
- 4 監視員の任期は、2年以内で市長が定める期間とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 監視員の業務は、毎月2回以上行うものとする。
- 6 監視員は、業務に従事したときは、その活動状況を不法投棄監視員業務報告書（様式第1号）により翌月の10日までに市長に報告するものとする。ただし、急を要する場合は、その都度報告するものとする。
- 7 市長は、業務への従事状況を確認するため、月ごとに不法投棄監視員業務確認書（様式第2号）を作成するものとする。
- 8 監視員に対する報酬は、予算の範囲内で別に定める日額でこれを支給し、その支払いについては、前項に基づく確認書を作成した後、すみやかにこれを行う。
- 9 監視員には、その身分を示す身分証明書（様式第3号）及び腕章を交付する。
- 10 監視員は、その業務に従事するときは、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- 一 前項に規定する身分証明書を携帯するとともに、腕章を着用すること。
 - 二 天候に留意するとともに服装や装備に安全を期すこと。
 - 三 現地において、不法投棄者等に対して指導勧告を行う場合は、適切な言動で接すること。
 - 四 その他監視員としてふさわしい態度で業務に従事すること。
- 11 監視員が次の各号のいずれかに該当する場合、市長はこれを解任することができる。
- 一 生活環境の保全及び公衆衛生の向上に反する行為をした場合又は監視員としてふさわしくないと認められた場合。
 - 二 本人から辞任の申出があった場合。

（通報を受けた場合の処理）

第5条 市は、監視員、市民等から不法投棄等に関し通報があつた場合は、関係機関との連携を図るとともに、必要な協力を求めながら、次により処理するものとする。

- 一 通報者から次に掲げる事項について確認すること。
 - ア 不法投棄等の日時及び場所
 - イ 不法投棄等された廃棄物の種別及び数量
 - ウ 不法投棄等を行った者又はその判明の手掛かりとなるもの
 - エ 通報者の住所、氏名及び電話番号
- 二 直ちに不法投棄等の現場を確認し、不法投棄等の実態及び周辺的生活環境へ与える影響の程度を調査するとともに、不法投棄者等の判明に努めること。
- 三 不法投棄等の場所の地番及び土地の管理者を確認し、不法投棄等が継続拡大することのないよう、監視及び指導を行うこと。

（不法投棄者等に対する措置）

第6条 市は、不法投棄者等が判明した場合は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 不法投棄等を行った者に対し、不法投棄に係る廃棄物の撤去その他必要な処理をし、不法投棄等の場所の原状回復を行うよう指示すること。

二 不法投棄等の場所の原状回復の実施について指導し、監督すること。

2 市は、前項の措置を講じた後においても、原状回復に応じない等情状が特に重いと認められる者に対しては、告発するものとする。

(廃棄物の処理に関する指導助言等)

第7条 市は、不法投棄された土地又は建物の占有者から、当該不法投棄に係る廃棄物の処理に関し相談があつた場合は、その者に対し適切な指導助言を行うものとする。

2 市は、不法投棄者等が判明しない場合であつて、周辺の生活環境の保全上支障を生じるおそれがあると認められるときは、不法投棄等をされた土地又は建物の占有者に対して、不法投棄物等の撤去及び不法投棄等の場所の原状回復を行うよう要請するものとする。

3 前2項の指導助言又は要請にかかわらず、不法投棄等をされた土地又は建物の占有者において、不法投棄物等の撤去及び不法投棄等の場所の原状回復がなされず、かつ、放置すれば周辺の生活環境の保全上支障を生じるおそれがあると認められるときは、市長は、周辺の生活環境保全のための措置を関係機関と協議するものとする。

(排出事業者等の責務)

第8条 事業者は、排出した廃棄物がその処理を委託した処理業者によって不法投棄等をされたときは、当該処理業者と連帯して、当該廃棄物の回収及び不法投棄等の場所の原状回復に努めるものとする。

2 事業者から廃棄物の処理を受託した処理業者がその受託した廃棄物のうち産業廃棄物の運搬を他の処理業者に委託する行為（以下この条において「再委託」という。）をした場合において、再委託を受けた処理業者が当該産業廃棄物の不法投棄等をしたときは、当該再委託を受けた処理業者及び事業者と連帯して、当該不法投棄等の場所の原状回復に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

※様式第1号～第3号は略

別表（第4条関係）

北信支所、飯坂支所管内	1
吉井田支所、西支所、土湯温泉町支所、信夫支所管内	1
本庁、吾妻支所管内	1
蓬萊支所、松川支所管内	1
渡利支所、杉妻支所、東部支所	1
清水支所、信陵支所管内	1
飯野支所管内、立子山支所管内	1

福島市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：平成２９年６月３日～平成３１年６月２日

役 職	氏 名	組 織	備 考
会長	樋口 良之	国立大学法人福島大学 共生システム理工学類（教授）	学識経験者
副会長	平澤 久	福島市町内会連合会（顧問）	関係団体の代表者
	橋内 弘子	J Aふくしま未来福島地区本部（女性部長）	〃
	江川 純子	福島市婦人団体連絡協議会（副会長）	〃
	小林 健夫	福島県建設業協会県北支部（支部長）	〃
	森田 美和子	福島市消費者団体懇談会（会計）	〃
	齋藤 重徳	福島市小中学校ＰＴＡ連合会（副会長）	〃
	山岸 智子	福島商工会議所（女性会副会長）	〃
	阿部 章	福島市衛生団体連合会（会長）	〃
	保科 俊弘	環境省 東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課（課長）	関係行政機関の職員
	二瓶 広之	福島県県北地方振興局県民環境部（部長）	〃

※福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第１４条第２項に基づく

A. 一般廃棄物収集・運搬業許可業者（し尿・浄化槽汚泥）

中央地区（飯坂・松川地区除く）

NO.	業者名	代表者名	〒	住所	電話番号
1	有限会社日進環境	壹岐 健司	960-8254	福島市南沢又字館ノ内123	557-2256
2	福島環境整備工業有限会社	山岸 大介	960-8253	福島市泉字下谷地12	557-1967
3	有限会社第一環境サービス	菊地 常雄	960-8202	福島市山口字沼田13-4	534-7619
4	有限会社岡山清興	菅野 憲子	960-8204	福島市岡部字大旦78-1	534-4605
5	有限会社笹谷環境整備	菊地 実	960-0241	福島市笹谷字南一本松24	557-6213
6	山本産業有限会社	高橋 美智子	960-8057	福島市笹木野字笹木野原4-112	591-1731
7	有限会社信陵サービス	紺野 好栄	960-8251	福島市北沢又字中清水4-30	557-1517
8	日東産業株式会社	占部 恵太	960-8253	福島市泉字道下15	557-5375
9	有限会社三宝環境整備	古宇田 明男	960-8068	福島市太田町34-14	534-0257
10	有限会社東邦清掃社	菅野 三千秋	960-1106	福島市下鳥渡字八幡塚35-1	573-2300

飯坂地区（伊達地方衛生処理組合）

1	飯坂産業(有)	村上 道夫	960-0211	福島市飯坂町湯野字湯ノ上8	542-3532
2	和泉総業(有)	山川 勇人	960-0653	伊達市保原町字泉町101-1	575-4601
3	山川産業(有)	山川 正人	960-0261	福島市飯坂町中野字高取1-1	542-4794
4	(有)大鳥産業	松崎 圭	960-0201	福島市飯坂町字月崎町7-1	542-3752

松川地区（川俣方部衛生処理組合）

1	(有)赤坂	安斉 義勝	969-1512	二本松市上川崎字赤坂229	0243-52-2131
2	(有)白清社	橋本 正喜	964-0911	二本松市亀谷2-88	0243-22-0250
3	(有)東邦清掃社	菅野 三千秋	960-1106	福島市下鳥渡字八幡塚35-1	573-2300

飯野地区（川俣方部衛生処理組合）

1	(有)赤坂	安斉 義勝	969-1512	二本松市上川崎字赤坂229	0243-52-2131
2	(株)川俣環境	嶋原 北斗	960-1429	伊達郡川俣町字柏崎74-15	566-2858

B. 一般廃棄物処分業許可業者

NO.	業者名《許可内容》	代表者名	〒	住所	電話番号
1	恵和興業株式会社 《木くずの資源化に伴う中間処理(破砕)》	笹川 恵一	960-2156	福島市荒井字北一の坂3-1	593-1451
2	福島県北再生資源協業組合 《ペットボトルの資源化に伴う中間処理(破砕)》	紺野 正博	960-0101	福島市瀬上町字下新田42-1	552-1381
3	株式会社エコライフ福島 《木くず等の資源化に伴う中間処理(破砕・資源化)》	渡邊 忠雄	960-1301	福島市飯野町字相模取場2-4	561-2011
4	県北建設資源再生協同組合 《木くずの資源化に伴う中間処理(破砕)》	石河 徳雄	960-0115	福島市下飯坂字鶴形36-5	553-6211
5	株式会社東日本興産 《動植物性残さの資源化に伴う中間処理(堆肥化)》	中島 昌昭	960-1105	福島市山田字南音坊5-6	546-6810

C. 一般廃棄物収集・運搬業許可業者（ごみ）

NO.	業者名	代表者名	〒	住所	電話番号
1	日東産業株式会社	占部 恵太	960-8253	福島市泉字道下15	557-5375
2	有限会社三宝環境整備	古宇田 明男	960-8068	福島市太田町34-14	534-0257
3	有限会社新条産業	一條 年広	960-0201	福島市飯坂町字梅津2-10	542-6078
4	井田興業株式会社	井田 裕子	960-8252	福島市御山字甘粕10	534-7101
5	キョウワプロテック株式会社	吾妻 学	960-8061	福島市五月町3-20(協和第一ビル内)	524-1241
6	有限会社平成産業	菊田 英昭	960-8252	福島市御山字遠背戸1-4	533-2441
7	豊富産業有限会社	紺野 正博	960-0102	福島市鎌田字樋口3-2	553-3714
8	北部興産株式会社	長谷川 玲子	960-8151	福島市太平寺字古内3-1	545-4637
9	有限会社銘形商会	銘形 賢一	960-8003	福島市森合字戸ノ内43-3	558-5440
10	八巻興業株式会社	八巻 弘一	960-0103	福島市本内字南原26-1	553-2110
11	福島産廃興業株式会社	山下 正利	960-8012	福島市御山町3-19	534-6353
12	有限会社東北リサイクル	齋藤 正次	960-1321	福島市立子山字伊達岩38-1	597-2651
13	J R A ファシリティーズ株式会社	横山 清弘	960-8133	福島市桜木町17-55	535-3494
14	県北環境衛生株式会社	井上 浩	960-0672	伊達市保原町字下野崎48-2	575-3178
15	有限会社加藤商店	加藤 重信	960-8057	福島市笹木野字北中谷地28-7	558-4355
16	株式会社二瓶商店	二瓶 浩幸	960-8055	福島市野田町六丁目8-36	534-6768
17	有限会社紺野商店	紺野 茂	960-8055	福島市野田町三丁目1-34	534-4607
18	阿部建材工業株式会社	阿部 茂之	960-2261	福島市町庭坂字杉ノ下10-19	591-1744
19	株式会社こんの	紺野 道昭	960-8032	福島市陣場町2-20	524-2345
20	株式会社森藤運輸	森藤 健二	960-0654	伊達市保原町字小幡町24-1	576-2166
21	有限会社西戸興業	丹治 宗夫	960-8155	福島市清水町字広窪38-4	549-1177
22	福興産業株式会社	山川 憲彦	969-1632	伊達郡桑折町字田植12-1	582-6671
23	有限会社にぐるまサービス	菅野 尚志	960-8201	福島市岡島字中島55-2	533-5589
24	有限会社東部クリーン	尾形 純次	960-8201	福島市岡島字砂入71-2	531-3432
25	日東物流株式会社	占部 純	960-8253	福島市泉字道下15	557-5130
26	有限会社クリーンエアサービス	佐藤 圭右	960-8033	福島市万世町1-22	521-0253
27	県北清掃環境サービス株式会社	古宇田 明男	969-1663	伊達郡桑折町大字伊達崎字前川原田3	573-5006
28	遠藤商店	遠藤 房一	960-8142	福島市小倉寺字三月内34-1	522-4460
29	山本商店	山本 壮志	960-8067	福島市須川町5-20	534-6677
30	日東シフト株式会社	占部 純	960-8253	福島市泉字道下15	563-5950
31	西部産業株式会社	尾形 慎郷	960-0102	福島市鎌田字卸町8-2	563-4711
32	株式会社フクシマライフサービス	陳野原 進	960-8163	福島市南町240	539-6757
33	株式会社橋脇商店	橋脇 英行	960-1103	福島市平石字新田85-1	546-1830
34	有限会社川俣クリーンホープ	阿曾 修司	960-1401	伊達郡川俣町飯坂字米子田12	565-3153
35	福島日配運輸株式会社	引地 克之	960-1108	福島市成川字石田46	593-5655
36	株式会社プラスワン・福島	菊地 信弘	960-8204	福島市岡部字大旦55-1	533-4686
37	株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	山崎 幹夫	960-0231	福島市飯坂町平野字前原11	542-7610
38	有限会社飯野運輸	安部 久美	960-1301	福島市飯野町字原田67-1	562-3112
39	株式会社渡辺土木	渡辺 兼光	960-8166	福島市仁井田字前林川原2-8	535-5175
40	東日本ユニットサービス株式会社	伊藤 栄一	960-1321	福島市立子山字甚念坊山9-42	597-2808
41	有限会社みちのく興業	佐藤 順彦	960-1245	福島市松川町浅川字蛇森7-1	567-5108

し尿汲取担当地域名

《 本 庁 管 内 》

(平成30年4月1日現在)

区分	地 区 名	担当事業所名	区分	地 区 名	担当事業所名
あ	旭 町 荒 町	日東産業(株) 日東産業(株)	て	天神町	日東産業(株)
い	五十辺 (4号線の西側) 五十辺 (4号線の東側) 入江町 岩 前 (五十辺) 岩 谷 (五十辺)	日東産業(株) (有)岡山清興 (有)日進環境 日東産業(株) 日東産業(株)	と	遠瀬戸 (五十辺) 所 窪 豊田町	(有)岡山清興 日東産業(株) 日東産業(株)
う	上 町	日東産業(株)	な	中荒子 (五十辺) 中 町	(有)岡山清興 日東産業(株)
え	蝦 貫 (五十辺)	(有)岡山清興	ね	猫 渕 (五十辺)	日東産業(株)
お	太田町 御山町 御倉町 大 町 置賜町 大 森 (五十辺)	(有)三宝環境整備 日東産業(株)	の	野田町 一丁目 二丁目 (5、6、9番地) 二丁目 (上記の他) 三丁目 四丁目 (1～7番地) 四丁目 (上記の他) 五丁目 (1、2番地) 五丁目 (上記の他) 六丁目 七丁目 (1～7番地) 七丁目 (上記の他)	(有)三宝環境整備 (有)日進環境 (有)三宝環境整備 (有)日進環境 (有)日進環境 福島環境整備工業(有) (有)三宝環境整備 福島環境整備工業(有) (有)三宝環境整備 福島環境整備工業(有)
か	霞 町 春日町 上荒子 (五十辺) 上浜町	日東産業(株) 日東産業(株) (有)岡山清興 山本産業(有)	の	野田町 ア 相 沢 カ 上沼田 (市道の東側) シ 清水尻 セ 清合内、清合内前 タ 竹ノ内 ハ 八郎内 (市道の東側) コ 八 天 コ 高野 (森合小前市道の北側) エ 高野 (上記の他) カ 江 添 加賀屋敷、加賀屋敷南 街道北 上沼田 (市道の西側) 勝 口 タ 台 テ 寺ノ内 ト 時 田 ナ 中ノ町 ハ 八郎内 (市道の西側) ミ 道 端	(有)日進環境 日東産業(株) 山本産業(有)
き	北 町 北五老内町 北中川原 (五十辺) 北ノ前 (五十辺) 北 原 (五十辺)	日東産業(株) 日東産業(株) (有)岡山清興 (有)岡山清興 日東産業(株)	は	花園町 浜田町 万世町	山本産業(有) 日東産業(株) 福島環境整備工業(有)
こ	高野河原下 (五十辺) 五老内町 腰浜町 小金山	(有)岡山清興 日東産業(株)	ひ	東中央 (1丁目) 東中央 (上記の他) 東浜町	福島環境整備工業(有) (有)東邦清掃社 日東産業(株)
さ	栄 町 坂 登 (五十辺) 五月町 桜木町 山 居 (五十辺) 山居上含む	 日東産業(株)	ふ	舟場町 古 川 (五十辺)	福島環境整備工業(有) (有)岡山清興
し	信夫山 (清水山、大明神、所窪) 下荒子 (五十辺) 新浜町 新 町 陣場町	日東産業(株) (有)岡山清興 (有)日進環境 日東産業(株) 福島環境整備工業(有)	ほ	堀河町	(有)岡山清興
す	須川町 杉妻町	(有)三宝環境整備 日東産業(株)			
せ	清明町	日東産業(株)			
そ	曾根田町	福島環境整備工業(有)			
た	大明神 滝 元 (五十辺) 立 石 (五十辺) 館ノ内 (五十辺) 館ノ前 (五十辺) 田中島 (五十辺)	日東産業(株) (有)岡山清興			
ち	仲間町 茶屋下 (五十辺)	日東産業(株) (有)岡山清興			

《 本 庁 管 内 》

区分	地 区 名	担当事業所名
ま	松木町 松浪町 松山町（４号線の西側） 松山町（４号線の東側）	日東産業(株) (有)岡山清興
み	道 前(五十辺) 宮下町 南 町 宮 町 三河北町 三河南町 南中央１丁目79～82 南中央（上記の他）	(有)岡山清興 (有)日進環境 日東産業(株) 日東産業(株) (有)日進環境 (有)日進環境 福島環境整備工業(有) (有)東邦清掃社
も	本 町 森合町	日東産業(株) (有)日進環境
や	矢剣町 矢倉下(五十辺) 八島町 山 際（五十辺） 山下町 柳 町	(有)三宝環境整備 (有)岡山清興 (有)日進環境 日東産業(株)
わ	早稲町	日東産業(株)

事 業 所 名	電話番号
(有) 三 宝 環 境 整 備	534-0257
(有) 笹 谷 環 境 整 備	557-6213
(有) 信 陵 サ ー ビ ス	557-1517
(有) 日 進 環 境	557-2256
(有) 第 一 環 境 サ ー ビ ス	534-7619
山 本 産 業 (有)	591-1731
福 島 環 境 整 備 工 業 (有)	557-1967
日 東 産 業 (株)	557-5375
(有) 岡 山 清 興	534-4605
(有) 東 邦 清 掃 社	573-2300

《 支 所 管 内 》

区分	地 区 名	担当事業所名	区分	地 区 名	担当事業所名
あ	荒 井、荒井1～3丁目	日東産業(株)	き	北沢又	
い	飯 野	(有)赤坂 (株)川俣環境	カ	欠 ケ、上日行壇、 川 寒、川下釜	福島環境整備工業(有)
	泉	福島環境整備工業(有)	コ	小泉西、小泉南	
イ	一本橋、泉 川		シ	しのぶヶ丘団地	
オ	大 下、乙天堂		ナ	中日行壇	
カ	川原前		ヒ	日行壇	(有)笹谷環境整備
ク	熊 野		ミ	道 南	
サ	三斗蒔		モ	門 前	
シ	白 川、清水内、清水ヶ丘		カ	川寒川原、川寒西、 川寒下川原	
セ	下 鎌、下川原、下谷地		シ	下八計	(有)信陵サービス
タ	先 達		テ	寺 西	
ナ	台、大 仏		ト	東谷地西、 樋 越、樋越北	
	長 滝、長滝前		ナ	成出（飯坂線東側）	
ニ	仲 田、仲ノ町		ハ	八 計 その他（上記以外）	
ヒ	ニ斗蒔		く	黒 岩	日東産業(株)
ホ	火焼津		こ	郷野目	日東産業(株)
マ	堀之内、堀之内前		さ	笹谷（笹谷団地）	(有)信陵サービス
ミ	前 田、曲 松			笹谷（その他）	(有)笹谷環境整備
ヤ	道下（飯坂街道東側）	日東産業(株)		さくら1～3丁目	日東産業(株)
ワ	八 幡			佐倉下	日東産業(株)
カ	早稲田	(有)日進環境		佐 原	日東産業(株)
ミ	上谷地			在庭坂	(有)東邦清掃社
オ	道下（飯坂街道西側）			笹木野（奥羽線北側）	山本産業(有)
シ	南谷地			笹木野（奥羽線南側）	(有)東邦清掃社
	扇 田			桜 本	日東産業(株)
	清水田		し	信天山	日東産業(株)
お	小倉寺	日東産業(株)		下飯坂	日東産業(株)
	御山（東北本線の西側）	福島環境整備工業(有)		下鳥渡	(有)東邦清掃社
	御山（その他）	日東産業(株)		下野寺（奥羽線北側）	山本産業(有)
	岡 部	(有)岡山清興		下野寺（奥羽線南側）	(有)東邦清掃社
	岡 島			庄 野	日東産業(株)
	大 波	日東産業(株)		清水町	日東産業(株)
	沖 高	日東産業(株)	せ	瀬上（阿武隈川東側）	(有)岡山清興
	大笹生	(有)第一環境サービス		瀬上（阿武隈川西側）	日東産業(株)
	大 森	日東産業(株)	た	太平寺	日東産業(株)
	小 田			立子山	日東産業(株)
か	鎌田（阿武隈川東側）	(有)岡山清興		高 湯	日東産業(株)
	鎌田（阿武隈川西側）	日東産業(株)		高 湯（50人槽以上の浄化槽）	日東産業(株)
	上名倉	日東産業(株)		田 沢	日東産業(株)
	上鳥渡	(有)東邦清掃社	つ	土湯温泉町	日東産業(株)
	上野寺	(有)東邦清掃社		土 船	日東産業(株)
き	北矢野目	日東産業(株)	と	鳥谷野	日東産業(株)
	北中央	(有)東邦清掃社			

《 支 所 管 内 》

区分	地 区 名	担当事業所名	区分	地 区 名	担当事業所名																												
な	永井川 成 川 南向台	(有)東邦清掃社 (有)東邦清掃社 日東産業(株)	み	宮 代 南矢野目 (小泉) 南矢野目 (上記の他) 南中央	日東産業(株) 福島環境整備工業(有) 日東産業(株) (有)東邦清掃社																												
に	西中央 仁井田	(有)東邦清掃社 日東産業(株)	も	森 合 (北向) 森 合 (戸ノ内、道端) →飯坂街道・飯坂線間 森 合 (その他) 本内 (阿武隈川東側) 本内 (阿武隈川西側)	福島環境整備工業(有) 福島環境整備工業(有) 日東産業(株) (有)岡山清興 日東産業(株)																												
ひ	平 石	日東産業(株)																															
ふ	伏 拝 二子塚	日東産業(株) (有)東邦清掃社																															
ほ	蓬萊町 方木田	日東産業(株) 日東産業(株)																															
ま イ カ コ シ ト ナ ハ マ	丸子 (御山越、三条院) 丸子 (上記の他)	日東産業(株) 日東産業(株)	や アイ ウ オ カ コ シ タ チ テ ナ ヌ ネ ハ フ マ モ ヤ	山 口 ア 荒屋敷 イ 雷 ウ 梅 本 オ 御 成 カ 上中田、川 坂 コ 小 坂 シ 新 林 タ 高 森 チ 茶畑 (旧115号線東側) テ 寺屋敷 ナ 中田、中平、中ノ内 ヌ 梨ノ木 (旧115号線北側) ネ 沼 田 ハ 根子原 マ 柱作 (旧115号線東側) フ 古 坂 マ 町東 (旧115号線東側) モ 文字摺、文字摺前 ヤ 山 神 その他 (上記以外)	(有)第一環境サービス																												
	松川町 (全域)	(有)東邦清掃社 (有)赤坂 (有)白清社																															
	町庭坂 石田道 一本松 (八島田街道南側) 柿ノ下 小 道 下花沢、新 町 遠原一 (八島田街道南側) 長 林 (八島田街道南側) 中 通 (奥羽本線南側) 畑外 (庭坂線～八島田街道線西側) 原 田 町下 (在庭坂駅～八島田街道線西側) 町 尻 その他 (上記以外)	(有)東邦清掃社 山本産業(有)																															
	南沢又	(有)信陵サービス (有)笹谷環境整備 (有)日進環境 福島環境整備工業(有) 日東産業(株) 日東産業(株) (有)日進環境																															
	上河原、河原前、上番匠田																																
	中番匠田																																
	下番匠田																																
	東谷地、東谷地北																																
	上並松																																
	下並松																																
北河原、北屋敷																																	
桜 内																																	
高 木																																	
中 条																																	
西 原、西原前																																	
前 田																																	
南 館																																	
柳清水																																	
四 辻																																	
松北町																																	
下琵琶淵																																	
その他																																	
み	カ ナ シ ト カ シ キ サ タ ナ ニ マ ミ ヤ ヨ シ シ	カ ナ シ ト カ シ キ サ タ ナ ニ マ ミ ヤ ヨ シ シ	よ わ	吉 倉 渡 利	日東産業(株) 日東産業(株)																												
			<table><tr><th>事 業 所 名</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>(有) 三 宝 環 境 整 備</td><td>534-0257</td></tr><tr><td>(有) 笹 谷 環 境 整 備</td><td>557-6213</td></tr><tr><td>(有) 信 陵 サ ー ビ ス</td><td>557-1517</td></tr><tr><td>(有) 日 進 環 境</td><td>557-2256</td></tr><tr><td>(有) 第 一 環 境 サ ー ビ ス</td><td>534-7619</td></tr><tr><td>山 本 産 業 (有)</td><td>591-1731</td></tr><tr><td>福 島 環 境 整 備 工 業 (有)</td><td>557-1967</td></tr><tr><td>日 東 産 業 (株)</td><td>557-5375</td></tr><tr><td>(有) 岡 山 清 興</td><td>534-4605</td></tr><tr><td>(有) 東 邦 清 掃 社</td><td>573-2300</td></tr><tr><td>(有) 赤 坂</td><td>0243-52-2131</td></tr><tr><td>(有) 白 清 社</td><td>0243-22-0250</td></tr><tr><td>(株) 川 俣 環 境</td><td>566-2858</td></tr></table>			事 業 所 名	電話番号	(有) 三 宝 環 境 整 備	534-0257	(有) 笹 谷 環 境 整 備	557-6213	(有) 信 陵 サ ー ビ ス	557-1517	(有) 日 進 環 境	557-2256	(有) 第 一 環 境 サ ー ビ ス	534-7619	山 本 産 業 (有)	591-1731	福 島 環 境 整 備 工 業 (有)	557-1967	日 東 産 業 (株)	557-5375	(有) 岡 山 清 興	534-4605	(有) 東 邦 清 掃 社	573-2300	(有) 赤 坂	0243-52-2131	(有) 白 清 社	0243-22-0250	(株) 川 俣 環 境	566-2858
事 業 所 名	電話番号																																
(有) 三 宝 環 境 整 備	534-0257																																
(有) 笹 谷 環 境 整 備	557-6213																																
(有) 信 陵 サ ー ビ ス	557-1517																																
(有) 日 進 環 境	557-2256																																
(有) 第 一 環 境 サ ー ビ ス	534-7619																																
山 本 産 業 (有)	591-1731																																
福 島 環 境 整 備 工 業 (有)	557-1967																																
日 東 産 業 (株)	557-5375																																
(有) 岡 山 清 興	534-4605																																
(有) 東 邦 清 掃 社	573-2300																																
(有) 赤 坂	0243-52-2131																																
(有) 白 清 社	0243-22-0250																																
(株) 川 俣 環 境	566-2858																																

事 業 所 名	電話番号
(有) 三 宝 環 境 整 備	534-0257
(有) 笹 谷 環 境 整 備	557-6213
(有) 信 陵 サ ー ビ ス	557-1517
(有) 日 進 環 境	557-2256
(有) 第 一 環 境 サ ー ビ ス	534-7619
山 本 産 業 (有)	591-1731
福 島 環 境 整 備 工 業 (有)	557-1967
日 東 産 業 (株)	557-5375
(有) 岡 山 清 興	534-4605
(有) 東 邦 清 掃 社	573-2300
(有) 赤 坂	0243-52-2131
(有) 白 清 社	0243-22-0250
(株) 川 俣 環 境	566-2858

《 飯 坂 支 所 管 内 》 飯 坂 町

区分	地 区 名	担当事業所名	区分	地 区 名	担当事業所名			
あ	赤川端 赤館 旭町 鮎寄	和泉総業(有) 山川産業(有) 和泉総業(有) 飯坂産業(有)	そ	添穂作 雪舟田 雪舟町	飯坂産業(有)			
			た	大門(東部) 大門(西部) 高石仏 高館 立町(飯坂線東) 立町(飯坂線西) 館 館下 館ノ山		和泉総業(有) 山川産業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有) 山川産業(有) 飯坂産業(有) 山川産業(有)		
い	石倉 一本松 稲荷田	和泉総業(有) 山川産業(有) 飯坂産業(有)						
う	後田 後畑 内畑				和泉総業(有) 和泉総業(有) 和泉総業(有)			
お	小川 小川端 御行壇 鬼越	飯坂産業(有) 飯坂産業(有) 山川産業(有) 山川産業(有)				ち	筑前	山川産業(有)
			つ	月崎	飯坂産業(有)			
か	笠松 風穴 釜場 上川原 上中川原 上原 上途 唐桶 棚木 川端 川原町	和泉総業(有) 飯坂産業(有) (有)大鳥産業 和泉総業(有) 飯坂産業(有)	て	鉄砲小屋 寺畑 寺山 天王寺	飯坂産業(有) 和泉総業(有)			
			と	道城町 十綱下 十綱町	和泉総業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有)			
						な	中赤館 長泥 中ノ内 中原 中森山 鍋沢	山川産業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有)
			き	北畑 北原	和泉総業(有) 和泉総業(有)			
			こ	古河岩 腰巻 小滝 五反田 小森谷地 五倫田 五郎兵ヱ館				
					さ	梶町 梶町(一部) 坂口 桜下 桜田 鯖湖町	山川産業(有) 和泉総業(有) 和泉総業(有) 山川産業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有)	
し	清水上 下川原 下中川原 下原	飯坂産業(有) 和泉総業(有)						
								す
せ	瀬戸川	飯坂産業(有)						
は	原 原口	和泉総業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有)						
			ひ	東坂下 東桜瀬 東滝ノ町 東堀切 菱沼	飯坂産業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有) 和泉総業(有) 飯坂産業(有)			
ふ	藤沢田 舟付 古館 古戸町	和泉総業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有) 和泉総業(有)						

《 飯 坂 支 所 管 内 》 飯 坂 町

区分	地 区 名	担当事業所名
ほ	星宮 星宮下 星宮町 仏坂（県道東） 仏坂（県道西）	山川産業(有) 飯坂産業(有) 山川産業(有)
ま	前川原 前田 前原 町裏	飯坂産業(有) 飯坂産業(有) 山川産業(有) 山川産業(有)
み	味川田 水割 南原	和泉総業(有)
や	山ノ下 八幡 八幡内 八幡新田	和泉総業(有) 山川産業(有)
ゆ	湯沢 湯町 湯ノ里ニュータウン	和泉総業(有) 和泉総業(有) 飯坂産業(有)
よ	夜蚊坂 横町（県道東） 横町（県道西）	和泉総業(有) 飯坂産業(有) 和泉総業(有)
わ	若葉町	和泉総業(有)

- 平野全体 山川産業(有)
- 中野全体 山川産業(有)
- 東湯野全体 (有)大鳥産業
- 茂庭全体 山川産業(有)

事 業 所 名	電話番号
飯 坂 産 業 (有)	542-3532
和 泉 総 業 (有)	575-4601
山 川 産 業 (有)	542-4794
(有) 大 鳥 産 業	542-3752

《 飯 坂 支 所 管 内 》 飯 坂 町 湯 野

区分	地 区 名	担当事業所名	区分	地 区 名	担当事業所名			
あ	赤宮沢口 愛宕沼 愛宕前 穴原 桐町（あらまち）	飯坂産業(有) (有)大鳥産業 飯坂産業(有) 飯坂産業(有) (有)大鳥産業	さ	沢田 三角西 三番坂下	(有)大鳥産業			
		し	四箇 下窪 常安寺 志和田 志和田前 新古屋 新古屋前 新畑 神明、神明脇 新屋敷 新湯 新湯ノ上	(有)大鳥産業 飯坂産業(有) (有)大鳥産業 飯坂産業(有) 飯坂産業(有)				
い	石橋 石巻 一ノ関 稲ヶ馬場 稲荷前				(有)大鳥産業			
						う	浮石沼	(有)大鳥産業
お	大清水 大平 大原山 大舟 大水口(県道北) 大水口(県道南) 落合 音ヶ森				飯坂産業(有) (有)大鳥産業 飯坂産業(有) (有)大鳥産業 (有)大鳥産業 飯坂産業(有)	せ	芹田 千刈田(県道北) 千刈田(県道南)	(有)大鳥産業 飯坂産業(有) (有)大鳥産業
		か	角原 蟹屋敷 上川原 雷町 河原 寛勢	(有)大鳥産業 (有)大鳥産業 飯坂産業(有) (有)大鳥産業 (有)大鳥産業 飯坂産業(有)				
					き	雉子田 北穴原 北原 狐塚 君沢 切湯ノ上	(有)大鳥産業 飯坂産業(有) (有)大鳥産業 飯坂産業(有)	
		く	熊ノ堰 熊ノ脇 窪田 暮坪(市道北) 暮坪(市道南) 暮坪前 暮坪山	(有)大鳥産業 飯坂産業(有) 飯坂産業(有) (有)大鳥産業				た
ち	茶畑 銚子口				(有)大鳥産業 (有)大鳥産業			
						つ	堤 堤前 坪山	
こ	腰廻 小性 小性東 小山前				(有)大鳥産業			
		さ	坂下 作道 桜内 沢	飯坂産業(有) 飯坂産業(有) (有)大鳥産業 (有)大鳥産業		と	道角 洞上 洞口 洞下 導専	(有)大鳥産業 飯坂産業(有)

《 飯 坂 支 所 管 内 》 飯 坂 町 湯 野

区分	地 区 名	担当事業所名	区分	地 区 名	担当事業所名
と	遠渡 土手下	(有)大鳥産業 (有)大鳥産業	め	目暗渕	(有)大鳥産業
な	中愛宕 中古屋 中屋敷 鍋ヶ沢	(有)大鳥産業 飯坂産業(有)	も	毛字 縦ノ木	(有)大鳥産業 飯坂産業(有)
に	二井田 西小性 西小手屋 西桜田 西竹 西畑 西原 西前野 西原前	(有)大鳥産業 飯坂産業(有) (有)大鳥産業	や	薬師前 薬師山 屋敷前 八十山 梁尻 藪添 山街道 山岸 山ノ庵 山坊 山坊前	飯坂産業(有) (有)大鳥産業 飯坂産業(有) (有)大鳥産業
ほ			ゆ	湯尻 湯ノ上	飯坂産業(有) 飯坂産業(有)
は	禿道 橋本 畑田 八卦 鼻毛 勿渡堂 林前 原頭 半沢畑	飯坂産業(有) (有)大鳥産業 飯坂産業(有) 飯坂産業(有) (有)大鳥産業	よ	横町(県道北) 横町(県道南)	飯坂産業(有) (有)大鳥産業
ひ	東愛宕 東小手屋 東沢 東原 東町 彦内 一口坂 日向畑 平林 平林前	(有)大鳥産業	わ	若宮 若山 割前	(有)大鳥産業 (有)大鳥産業 飯坂産業(有)
ふ	不動前	飯坂産業(有)	○平野全体 山川産業(有)		
ま	前北原 前田 前野 前原 町尻 的場 丸山	(有)大鳥産業	○中野全体 山川産業(有)		
み	宮端 明神町(国道北) 明神町(国道南) 南町 南桜田 三ツ俣沢	(有)大鳥産業 飯坂産業(有) (有)大鳥産業	○東湯野全体 (有)大鳥産業		
			○茂庭全体 山川産業(有)		

事 業 所 名	電話番号
飯 坂 産 業 (有)	542-3532
和 泉 総 業 (有)	575-4601
山 川 産 業 (有)	542-4794
(有) 大 鳥 産 業	542-3752